

## 平成28年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

---

### 議事日程

平成28年3月11日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第4号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について  
第5号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について  
第6号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について  
第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について  
第8号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について  
第9号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正について  
第10号議案 幸田町行政不服審査会条例の制定について  
第11号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について  
第12号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について  
第13号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について  
第14号議案 幸田町行政財産目的外使用料条例の一部改正について  
第15号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について  
第16号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について  
第17号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について  
第18号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について  
第19号議案 町道路線の認定及び廃止について  
第25号議案 平成28年度幸田町一般会計予算  
第26号議案 平成28年度幸田町土地取得特別会計予算  
第27号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計予算  
第28号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算  
第29号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計予算  
第30号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算  
第31号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算  
第32号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計予算  
第33号議案 平成28年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 予算特別委員会の設置について
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 足立初雄君      2番 伊與田伸吾君      3番 稲吉照夫君  
 4番 鈴木重一君      5番 杉浦あきら君      6番 志賀恒男君  
 7番 鈴木雅史君      8番 中根久治君      9番 酒向弘康君  
 10番 大嶽弘君      11番 池田久男君      12番 笹野康男君  
 13番 丸山千代子君      14番 伊藤宗次君      15番 水野千代子君  
 16番 浅井武光君  
 欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
企画部長	大竹広行君	総務部長	山本富雄君
住民こども部長	山本茂樹君	健康福祉部長	大澤正君
環境経済部長	清水宏君	建設部長	近藤学君
教育長	小野伸之君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
企画部次長兼 企画政策課長	林敏幸君	総務部次長兼 税務課長	平松寛昭君
健康福祉部次長兼 福祉課長	山下明美君	環境経済部次長兼 水道課長	伊澤正美君
建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君	教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志君
消防次長兼 消防署長	本田稔君	会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は20名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承を願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の御両名を指名いたします。



## 日程第 2

○議長（浅井武光君） 日程第 2、第 4 号議案から第 19 号議案までの 16 件と第 25 号議案から第 33 号議案までの 9 件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い通告順といたします。

発言は会議規則第 55 条及び第 56 号の規定により、1 議題につき 15 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

3 月 10 日の本会議で、第 25 号議案の途中まで質疑は終わっております。よって、本日は第 25 号議案に係る質疑から行います。

8 番、中根久治君の質疑を許します。

8 番、中根君。

○8 番（中根久治君） お願いをします。議案番号 25、平成 28 年度幸田町一般会計予算 60 款、20 項、35 目についてお伺いをします。

教育費県委託金の問題であります。県は「地域に学び・語り継ぐ キャリア教育」推進事業を委託金として小学校に委託をしております。もう一つ中学のほうに「あいち・出会いと体験の道場」推進事業委託金、そして中学校に「道德教育の抜本的改善・充実に係る支援」としての委託金があります。この委託を受けた幸田町は、それぞれどのような事業としてこれを展開し、活用しているのかについてお伺いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 教育費の歳入、県委託金の各事業についての御質問でございます。

まず、「地域に学び・語り継ぐ キャリア教育」推進事業につきまして、この事業につきましては、平成 26 年度から 3 年をかけて県内全ての市町村を対象に実施をしているもので、平成 28 年度は本町も含めて 17 市町村が対象となっております。本町では豊坂小学校で実施をする予定であります。具体的には、高学年児童が地域講師等に学ぶ体験活動や講話を通して深めた考えを下級生に語る場を持つことで、全校が働き方や生き方などについて考えるというものでございます。

そして、また中学校費のほうの「あいち・出会いと体験の道場」推進事業につきましては、この 2 月中旬に名称が変わるといような通知もございまして、現在県の事業の事業名といたしますと、この名称が「魅力あるあいちキャリアプロジェクト」推進事業に変わるといことでございます。中身につきましては、生徒が職業の魅力を感じ、望ましい勤労観・職業観を醸成できるようにするために、職場体験学習を核とした、中学校 1 年生から 3 年生までの系統的なキャリア教育の推進を図る。県内の全ての公立中学校対象に実施をされてまいります。事業の中身につきましては、1 年生での実習を基本とするガイダンス事業、2 年生での実習を基本とする職場体験事業、3 年生での実施を基本といたしますプレゼンテーション事業となっております。これまでは、2 年生の職場体験事業を中心とした事業内容でありましたけれども、1 年生と 3 年生にまでそうした

拡大が図られたというところが新しく加わってまいった事業であります。

続いて、道徳教育の抜本的改善・充実にかかわる支援事業であります。幸田町では、研究推進校として北部中学校におきまして事業をいたす予定であります。道徳教育をより効果的に推進するために外部講師を招いた計画的な研修を行いまして、要となります道徳科の授業についての指導方法や評価のあり方についての研究を行うと、こうした事業推進の予定でいるところであります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 県のこの委託事業名というのは本当によくくるくる、今もお話があったように何年かで変わっていくような気がしております。幸田町でいえば、この数年は木の香る学校づくりとか、または部活動指導費というのが、またはエネルギー教育と。そして、今回はこの出会いの体験道場ですね。昔で言う、中学校の中学2年生の職場体験というものでございますが、こんなふうに変わっていくと。教育の継続性から見ると、これだけこう事業名が変わっていくとなると、果たして現場がそれに振り回されないかという心配を私は持ちます。今度は県からどういう委託金をもらって、現場は何をやるんだという部分ですね。それが、こう年度年度で変わってってしまうというのは、これは随分現場としてはいろいろ振り回されるおそれがあるなという気がしているわけですが、委託を受けた現場は事業名に即した教育活動を展開していくわけですが、こういうふうにくるくる変わった委託内容を見ると、これは現場との話し合いが十分にされているのかどうかということについてちょっと疑問を持ちましたので、その点についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、お尋ねの県のこうした事業の進め方ということで、このところの状況は今委員におっしゃっていただいたとおりでありまして、県の委託事業につきましては、3年ほど継続をいたすとその成果と課題を見きわめて、新たな形を変えて少し内容を見直しながら実施をしているという傾向があることは事実であろうかと思っております。そうしたことを受けて、現場におきましてはやはり教育の継続性というものがありますので、しかしながら、新たな取り組みを起こすための一つの機会としてこの委託事業を捉えておりまして、県の方針としても、県内各校へその成果を広めていこうという方針もあるということを含めて、それぞれの取り組みを私どもといたしましては各学校に何らかの形で定着をさせていきたいということ意識し、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） こういうふうに県のほうから委託金を添えて、こういうことを少し教育活動をやってくれないかという申し込みがあるわけですが、それを受けるたびに現場としてはそれに対応してやっていかないといかんと。それは、今のこの教育現場のこの多忙さというのですか、この忙しさの中に新たにこういうものをどんどんどんどこ目先を変えた形で県が持ってくると。それに対する現場は、またそれに対応しないといけないと。大変な、要するに多忙が増してくるような気がするので、そういったところは教育の現場のほうから、私たちはまた我が町はこういうことを今から何年間かけてやっ

ていきたいのだから、それに対して委託金がいただけないかというような、そういう現場や町のほうの意向というのは反映されているのかどうかについて再度お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 逆に、町、自治体のほうから県にこうした事業展開をしてほしいという要望は現実として余りないような形であろうかというふうに思っています。やはり、県下統一で県の方針の中で、今の時代に合った事業展開を県としても考えられて実施をされている。その中で実施を希望するという部分で、私どもにおいても3小中学校の中でどこで事業を実施するかということを決めてやっているところがございます。いろいろな意向がこの県の事業にも反映されているという部分もありますので、そうした一つの機会を生かしていくという意味での活用をしてまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今回いただく中に名称が変わると言われました例の職場体験学習でございますが、これが中学1年と3年までに拡大した形でこの委託金が使われていくわけですよ。今の現状の職場体験学習にしても、これは子どもたちが学校から外へ出て活動をするわけですよ。そうした場合の例えば途中での交通事故の心配とか現場での不慮の事故、いろいろな問題がたくさんありますよね。先生の数は限られている中でいろいろな職場へ行って、いろいろな体験をすると、これは全部ちゃんとできればいいのですが、時には交通事故を起こすこともありますよね。または、現場でいろいろな不慮の事故に遭うことがあるわけです。それは、子どもたちはなれないところに行くわけですから、そういう問題は物すごくたくさんある。じゃあ、それだけの準備、配慮ができるかということ、それはこの多忙の先生の中ではなかなかそこまでの配慮ができないし、準備もできない。それに対して県の予算はどれだけ入ってる、15万円だと。これは、やっぱり現場に対する過重負担というのはふえてくるのではないのかと思うものですから、こういった部分についてはもっと慎重に扱っていただきたいし、要望することはきちんと要望していかないとこういうものがどンドンどンドン、これもやってくれないか、これもやってくれないかと言われて、はいはいはいはいとやっていたらいろいろな現場を振り回すことになっていくような気がしますので、その歯どめとなるのは町の教育委員会かなと私は思っておりますから、その辺のところについて幸田町の意見というのが出てないような気がしますから、再度その辺についてどうでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 一つ、職場体験の事業を例に挙げていただきました。この事業を実施するには、やはり自転車に乗って遠くの自分が希望する職場まで行って帰ってくるということと、学校の環境から離れた時間をその職場の中で過ごすということにつきましては、大変であるかわりにまたふだんない体験を得るということが一つの事業の目的でもあると思います。そこにやはり移動する上での危険もあるということは承知をしています。そうした事業採択を受けるに当たって、町の希望といいますか思いをそうした県事業に反映していくということは重要なことだと思いますので、そういう機会に要望するというような機会があれば、またこうした事業の見直すべき部分があれば、提案もしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この中学生の職場体験というのはとても大事なものとっておりますので、今この授業時間が非常に少ない中で貴重な何日間をとって、それに割り当てているわけですね。まさに、本当に授業日数が足りない、時間が足りないと言いつつも優先的にそれをとって行くわけですが、その中においてそういった子どもたちの安全安心面というものの配慮が十分できる状態で、学校以外のところに子どもたちを出す状態であるのかという部分は、もっともっと準備をしておかないといけないことだし、県がやれと言うからやっていますというのは、これは問題だなと。確かにいいことは物すごくたくさんあると思っておりますし、それだけのいろいろな教科の授業を減らしてまでそれをやっているわけですから、これは価値のある問題だと思っておりますが、でも子どもたちの安全安心は誰が担保するのか。もし、これは交通事故が起きたり、現場でいろいろな負傷事故が起きた場合、これはどこが、誰が、どのような責任のとり方をするのかという部分について、ちゃんとしたものがあるのか、考えがあるのかについてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） そうした職場体験をする上では二面がありまして、その効果とそうした安心安全の面の両面があって、やはり両方を十分に考えて事業を進めていかない限りこの目的が遂行されていかない。例えば、そうした交通事故等にあった場合の保険・保障だとかという部分につきましては、一定程度の保険加入があったというふうには思っておりますけれども、それ以上の注意をしてというところについては、それぞれ実施する市町村においてできる限りの安全確保を備えた中で実施をすることが極めて重要だと思っておりますので、それ以上の部分につきましては、また県とその事業展開を実施する中の協議になってくるものだというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ぜひいわゆる安心安全をきちんと担保できるような手当てをしていかないと、この時代は何があってもとにかくこの部分は一番叩かれる部分だと思っておりますので、ただ15万円委託金をいただいたからやりますと、しかも1年と3年まで拡大しますというだけでは、これは何があっても後でいろいろな問題が起きてくることだと思っておりますので、もうちょっと慎重にこの事業は進めていただきたいと思っております。お願いをします。

それから、もう一点ですが、保育園の英語あそび事業についてお伺いしたいと思っております。これはモデル事業ではなくなったということでございますので、モデル事業との違いについてお聞きしたいと思っております。

モデル事業というのは、予算を使って何を達成するかといった政策目標がきちんとしているものがモデル事業だというふうにお聞きしておりますが、この部分はどのように変わったのかについてまずお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 職場体験事業につきましては、2年生が職場体験をし、その結果を1年生、3年生にも広めていく、そうした事業の拡大が今回の事業趣旨であります

けれども、その趣旨を遂行していく上では、さらに安全の部分について徹底もしてまいり、実施をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 保育園での英語あそびモデル事業の御質問でありますけれども、保育園における英語あそびモデル事業につきましては、外国人講師の方との簡単な英会話や、遊びの中で英語に触れたり、外国人の方と一緒に保育園で集団生活をする中で英語に親しみ興味を持ってもらうことを目的に、平成25年度から本年度まで取り組んでいるものでございます。ただ、議員の質問のモデル事業の政策目標ということでもありますけれども、これは私なりにモデル事業とはということで調べたところ、これは内閣府が示しておりましたけれども、予算編成を改革するための施行事例ということが言われております。そういう観点で3年間取り組んできました英語あそびモデル事業は、あくまでも試行的な考え方の中で実施の時期、それから年間の回数、講師の方の選定、こうしたものをいろいろ変えながら実施をしてきました。平成25年度につきましては10月から1月までの4回、各園4回程度、平成26年度は9月から2月で各園6カ月で6回、平成27年度につきましては7月から2月までの8カ月間で各園8回という形で取り組む中で、あくまでも試行的な考えということでモデル事業については取り組んできたところでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） その取り組みは私も承知しておりますが、ですからモデル事業じゃなくなって、だからどうなったと、どうするんだという部分をお聞きしたいと思っておりますので質問でございます。ここは一番大事なところなんですけれども、目標は達成されたかどうかというのを、モデル事業に関しては事後評価というものをきちんとやっていくべきだということに言われておりますが、この事後評価の部分についてはどのようにされたのか。また、それは何か評価表で公表されるものかどうかについてもお願いをします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今、事後評価が重要だと、もちろんそういう認識はしているところであります。英語あそびモデル事業につきましては、今年度で3年目が終了するわけですが、それぞれ実施後には各保育園の保育士の方のアンケートということで、アンケート方式でありますけれども評価をしているということで、事業の目的がきちんと達成されているか、そして講師の方と園児の方のコミュニケーションが事業の中できちんと確立されているか、それから、保育園側からのいろいろな要望に対してそういう沿った活動ができているかというような評価を行っているところでございます。今回、3年間取り組む中で、やはり先ほど講師の方、男性、女性ということでいろいろ試行してきましたけど、やはり保育園の園児にはどちらかというと女性の方が向いているのかなということと、やはり園児の親しみ度、そういうのも異なるということ。そして、やっぱり保育園の生活の中で英語あそびをするということでもありますので、園児と一緒に遊んでいただける、そういう講師の方が一番いいのかなというようなことを保育園側からのアンケートで確認をしているところであります。これらの3年間の取り組み

を振り返り、園長会で協議をした結果、今後の考え方としまして、実施時期につきましては、園児が保育園での生活になれてきた時期、これは7月からがいいだろうということと、回数につきましては、8月は母国にどうもお帰りになるということでありますので年間7回。そして、園の行事の関係等もありますので、各園とも月1回程度というような内容でモデルをとりまして、英語あそび事業として確立をしていきたいというふうな考え方を持っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） どうも私の聞き方がまずいなと思っておりますが、要するにモデル事業のモデルをとったことによって、これからどう変わっていくかの部分をお聞きしたいのでありまして、これは通常の変化もありますから、そうではなくてなぜここでモデルをとったんだと。とることによってどのような変化を期待して、どのような形になっていくのかなということが知りたいので、ただ、これはついていても、ついてなくても同じようなことでは、これは全然いかんことかなと思っておりますので、その辺のところですね。それが例えば県や国の補助金との絡みがあるのかなのか、それはわかりませんが、そういうことも含めてとにかくモデルをとったということはどういう変化がされるんだよということについて、もう少し明確にお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） モデルということで3年間は試行的な考え方で取り組んできました。モデルをとったということで、大きくは英語あそびについては内容的には変わっていかないというような認識をしております。3年間やる中で、どの程度の年間回数とか、講師の方はどういう方がいいとか、そういうことを試行錯誤しながらやってきたということでありますので、モデルをとったということではありますけど、内容的には大きく変化はしないという考え方を持っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） モデル事業ではなくなったということと、中身の変化はありませんというようなお答えをいただいたのですが、モデルである間はこれは様子見だというふうに解釈すればいいのかなと思うのですが、これからいよいよ本格的にやっていきますよというアピールかなというふうに私は思っておりますが、もう少しせつかく3年間やってきたんだから、ここをこうするというきちんとしたものを出してほしかったなというふうに私は思っております。そもそもこの事業は立ち上がりが箕輪町の「ひと味違う箕輪の子ども育成事業」という中に入っております4つの柱ですよね。英語あそびとそれから運動あそびと食育と読育、読書ですね。この4つの柱の中の一つを幸田町が英語あそびを取り入れたと。モデル事業のモデルは箕輪町にあるというふうに私は初め聞いていたわけですが、そのことでまず間違いはないかということをお願いします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 確かに今回の英語あそびモデル事業につきましては、箕輪町の「ひと味違う箕輪の子ども育成事業」こういう箕輪町の先ほど委員が言われた運動あそび、英語あそび、食育、読育、この4つの事業の中の英語あそび事業を視察する中で取り組んできたもので間違いありません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 箕輪町のこの4つの柱というのは、生まれてから中学校を卒業するまでの長いスパンにおいて、子どもの育成のために4つの柱を立てた、そういうものなんです。ですから、英語あそびはその中のわずか1つの柱にしかすぎないんですよ。それを幸田町がここにちょっと取り込んできたわけですが、幸田町としてはそれは、箕輪町は生まれてから中学校卒業までというんですよ。幸田町は保育園の間と。その限定もかなり違いますよね。そうした中で箕輪町の英語あそびの精神は一体何かというと、4つの柱がその精神だと思うんですよ。その部分を十分に幸田町は取り入れないで、その柱の中の1本のしかも柱のその中のまた小さな部分だけを取り入れたという感じになるわけですから、なぜこの箕輪町のようにもうちょっと大きな柱としてきちんとした子育て、子どもの育成の大きな目標値としてこれを入れていかないのかと。もう少しせっかくのことですので、やはり箕輪町をさらに学ぶ、箕輪町から学ぶということは必要じゃないかと思うものですから、こういった取り組みについて今後どうされるのかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 箕輪町のある一部分だけをとったということでありまして、実は私は箕輪町長とお話をして、この発端は松本短大の先生に私も直接お会いしました。その中で英語を特化したというのは、体を動かすことについては幸田町は十分にやっていると。保育士も、園長全員箕輪に行って、体験させて、見て、それで現在行っているわけございまして、単なるある一部分をとっただけでやっているわけではない。体を動かすことについては幸田町も一生懸命やってくる。それはそれで動いてるわけでありまして。

もう一つは、ことしから保育園、小学校、中学校、高等学校と、全体を一つにして、教育長とも相談いたしましてこの6月ぐらいにやる予定でいるわけですけれども、一連とした教育を保育園、0歳児から全体に見ていくというそういう構想で今立ち上げをやっております。ですから、単に今回の英語あそびというのは、小学校の1年生につながっていく一つの問題でございます。そういうもので取り入れたということで、単にパフォーマンスで入れたわけでも何でもなくて、そういうことを実際に松本短大の先生にもお話をし、そういう根拠の中に行っているわけでございますから。箕輪へちょこちょこ行って来たからこれでやったんだという、そんな軽いものではないということを承知していただきたいと。ことしからは大きなスパンで義務教育から高校まで、保育園から高校まで、そこまでの教育というものを一連としてやってまいりますので、一つこの辺を御理解いただきたいというふうに思っております。保育園は英語の遊びです。小学校から英語の教育です。その違いがはっきり子どもたちに楽しんでもらえるようなものを頭の中に入れていただく、外国人と話してどういう人かと。私も、二、三回その場に行ってみましたけれども、子どもたちは楽しんでやってくれているなというふうに思っております。ネイティブアメリカンを聞くということから始めたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 英語あそびが保育園でやっている、箕輪町から入れたものだという事はわかっておりますし、ただ、それだけじゃないということも私も承知の上の話でありまして、今町長がそう言われるような捉え方というのは私はしておりませんので、やはり箕輪町は箕輪町として、子どもたちが生まれてから中学校までの育ちをきちんとした柱を持ってやってる、その中の1本だよと、それを持ってきたんだよということ。だから、幸田町もきちんとした4本の柱を立ててやるべきであろうというふうに私は今話しているわけですよ。今、言われるように、ことしの予算を見ても、これは農業費の中からいわゆる体験学習で箕輪との交流をやろうと。これは教育予算ではないですよ。その部分が、だから僕はもっときちんとこれは教育のほうに根づかせて、教育委員会が予算をとってやるべきことなんだろうなと思っているのですが、予算書を見ると農業だなと書いてあるのがちょっとおかしな部分かなというふうに私は解釈をしております。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 農業体験というのは、これは幸田町との災害応援協定に基づいて行う事業でございます。その町をよく知っていただくということでやる事業です。それから、子どもあそびとかそういうものは、教育、予算に今上がっているか上がってないかよくわかりませんが、そういうことではなくて、全体の0歳から高校まで、そこまでを連携していくそういう教育と申しますか、それを今回立ち上げてやってまいります。だから、今回やった英語あそびについては、箕輪とそれから松本短大の先生とお話をした中で実施をしているということでございますので、モデルから今回は本当に定着してやっていこうという流れのものでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町長は、平成28年度は子育て支援、教育を重点政策として行っていくというような位置づけをされている中で、子ども・子育て支援新制度、これがいよいよ幸田町で事業と申しますか、新制度に乗った幼稚園ということがスタートをするわけでありまして。この新制度につきましても、既設の幼稚園につきましても、私学助成のほうで運営としては成り立っていくというようなことから、新制度に移行する園が余りなかったわけでありましてけれども、今回1年が経過した後、新制度に乗ってあげばの第2幼稚園がスタートをするということでありまして。この新制度に移行することによって町費負担が1,000万というような試算をされていたわけでありましてけれども、ところが、今回の予算ではかなりの金額が新制度に移行することによる町費負担というのが求められてきたということでありまして、こうした新たな認定こども園や幼稚園の新制度移行による町の負担増、これについての金額が3億1,300万余り計上されております。この金額が見込み違いだったのか、それともどのような経過のもとでこのようになったのかお尋ねしたいというふうに思います。

それと、また認定こども園が、これは2号認定あるいは3号認定の子どもを対象にし

たこども園でございます。現在、幸田町では、子どもの増加に対応していくためのとりわけ3歳未満児保育の希望に応えられない状態が続いているわけでありまして、このことによってどれぐらいの待機児の解消につながるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 子ども・子育て支援新制度につきましては、ことしの27年4月からスタートしたわけでございますけど、今委員からお話のありました、当初幼稚園型の認定こども園に移行した場合に1,000万円程度の町の負担がふえるのではないかと、こういうお話がされたということでありまして、この点につきましてはまだこの新制度がそのものの内容が十分確立されていない中での、あくまで幸田町が幼稚園に対しての私学助成が約1,000万円強支払っていたそれにかわるもの程度ではないかという、そういうことで話がされていたのかなというふうに思っております。今回、あけぼの第2幼稚園につきましては、幼稚園型の認定こども園に移行するということでもあります。これにつきましては、幼稚園型ということですので利用定員200名ということでお聞きしておりますけど、そのうち1号認定の子が164人ということで、約8割が1号認定の子どもたちを受け持つ、残りが3歳以上児の2号認定が30人、そして3歳未満児の3号認定の子が6人ということでもあります。この部分につきましては、特に3歳以上児または未満児の保護者の方の選択肢がふえるということでもありますので、特に3号認定の3歳未満児、本町においては年度当初において待機児というのは今発生していないというのが現状でありますけど、希望する園に入るまで待っているいわゆる空き待ち児童の方、そして年度途中から、特に3歳未満児の方でどこの園も入れないということ待機児が発生しているという事実がありますので、そういう点におきましては一定の待機児の解消を期待しているというところでもあります。また、新たに進出いたします幼保連携型認定こども園、こちらにつきましては利用定員165人に対しまして保育の必要性のある3歳以上児の2号認定子どもが120人、3歳未満児の3号認定子どもが30人ということで、保育園型の保育部分を主体とした認定こども園ということでもあります。先ほど言いましたように、この部分につきましては、当然3歳以上児の受け皿の拡大、そして、それに対して幸田町の公立保育園の利用定員の縮小も一定程度今後においては期待がされるのかなというふうに思っておりますし、特に3歳未満児についても30人の受け皿がありますので、そういう点では待機児解消というのは大いに期待をするところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） わしだ保育園を増設をするときには、子どもの推移ですね、誕生からいわゆる5歳児までの推移を見ながらこの増築をしてきたわけでありまして、新たに認定こども園が新設をすることによる町立保育園への影響というのものも、これも考えていかなければならないわけでありまして、ですから、待機児が発生をしてきて保育ニーズに応えられない状態がずっと続いていくのか。それとも、認定こども園の新設だけで新たなものについては、これはもう十分需要と供給のバランスがとれるというようなものなのか、その辺はやはり町としては初めてのこの取り組みでありますので認定

こども園が。やはり、そういう状況を見ていかなければならないというふうに思います。そうした点で、これからそうした計画的な配置ということについても、町として考えていかなければならないと思うわけですが、そうした考え方のもとにたって、そういう推移を調査する考えがあるかないかをお尋ねします。

次に、新制度によって幼稚園の負担分が町費負担が1,000万というのは、私学助成の分が1,000万と見込んでいた。ところが、実態はかなりの負担が求められるということから考えると、まだ民間の幼稚園が2つあるわけでありまして、そうした点での町費負担というのがどれぐらいなのか、考えていかなければならないのか、こうした民間の幼稚園が新制度に移行することによって町の負担がどれぐらいふえるのか。これはきちんと出すべきではなかろうかというふうに思いますが、1年たって十分出たわけです。そうした点で、毎年どれぐらいの負担増となるのか、あわせて答弁がいただきたいと思います。

次に、児童館建設準備と児童クラブの併設についてであります。児童館基本構想というものが策定をされまして、そして、それに基づいて準備が進められようとするわけです。新たな児童館には児童クラブを併設をしていくというような考え方で、1番目となります豊坂地区での設置につきましては、そのような形で進められようとするわけですが、こうした児童館の建設にかかわっては、あと残り2つにつきまして児童クラブも併設をする考え方の中で進められるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、老人福祉センターのエレベーター設置のことについて伺います。今予算ではエレベーターの設置ということで、利用者が安心して利用できるような取り組みを進められるわけです。これはこれで喜ぶことでありますけれども、しかしながら、あの老人福祉センターというのは老朽化も著しいことで、バリアフリー化がなかなか進まない、ただ単にエレベーターを設置すればこれは解消されるかということ、そうではないわけでありまして、エレベーター設置によってちょっと延命化を図るということの取り組みなのか、エレベーターを設置することによってさらに10年、20年、どれぐらいの延命化を図りながら長寿命化対策を進めていくのかということでもありますけれども、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今回の私立幼稚園からの認定こども園への移行、そして新たに進出する幼保連携型の認定こども園、こうしたところに町としても一定の負担をしていくわけですので、当然待機児を出さない、そういう取り組みにしていきたいというふうに考えております。もちろん状況を見ながら、認定こども園でありますので、町の公立保育園とのいろいろな利用調整も行われるということでもありますので、そういう状況を見ながら利用調整も図りながらお願いをしていきたいというふうに考えております。

次に、私立幼稚園がまだ2園ありますけど、それについての認定こども園への移行ということについては、現時点ではお話は聞いておりませんので、特にそれがどのぐらい費用がかかるかという試算までちょっとしておりません。

それから、児童館の関係でございます。今回、仮称豊坂児童館ということで建設準備の予算を上げさせていただいているところでもありますけど、仮称豊坂児童館以外の新規児童館につきましては、現時点では児童クラブ室を児童館内に併設をするという考えは現時点では持っておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 予算書81ページの老人福祉センター管理事業費の中のエレベーター設置等工事請負費の件についての御質問ということでございます。今回、老人福祉センターのエレベーターの設置を予算化をさせていただいております。この老人福祉センターのエレベーター化につきましては、10年ほど前に階段部分に設置してあります椅子の昇降機が壊れたときに御要望がございまして、その当時エレベーターをつけれないかということで、一度業者を呼びまして検討させていただいたのですが、なかなか構造上の問題とそれから機器の関係で、その当時は無理だということでありましたので、それ以降10年ほどは利用者の方には御迷惑をかけていたということでございます。今回、利用者の方の高齢化も進んでいるということもありまして、再度老人クラブ等からも御要望があり、再度業者を呼びまして検討した結果、現在ダムウェーターとして使っている部分を仮定内になります。3人乗りということで少し小型ではありますが設置できるという一応の方向が出ましたので、予算化をさせていただいて利用者の方の御不便を解消するという形で、予算化をさせていただいたところでございます。委員が言われるように、バリアフリーという観点で進めておりまして、予算書のほうはエレベーター設置等というふうに記載をしておりますが、この工事の中には2階のトイレの改修と1階の玄関の改修も含まれております。1階の玄関につきましては、今階段2段がありまして上がるということですが、そこにスロープをつけまして、外から車椅子で支障なく上がれるような対策も含めた今回のエレベーター工事の設置ということでございます。そういう意味では、1階から2階まで車椅子でも上がれるというような形になるわけでございます。

長寿命化という点でございますけれども、いつまで施設を使うかということについてまで今回踏み込んだわけではございませんが、あの施設については耐震化についても耐えるということで結果が出ておりますので、そういう意味では御利用者の方に理解を得ながらなるべく長く使っていきたいと、このように思っている改修でございますので、よろしくお願したいと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 認定こども園の新設につきましては、待機児といいますが、3歳未満児保育の要求に応えるという点では期待をするものでありますが、同時に、やはり町立保育所との保育内容に格差があってはならないというようなことで、先ほど町長も言われました、保育園での保育もいいものだというようなことを言われたわけでありませぬけれども、やはり幸田町の町立保育所の保育の内容というのはすばらしいというふうに思いますので、そうした保育内容と変わることのないような対応ということで、認定こども園にもそのような対応をしていただきたいというふうに期待をするわけでありませぬ。新聞報道でもありましたけれども、保育園に1,000人落ちましたというような

ことで非常に大きな問題にもなっているわけであります。こうしたことのないように、やはり子育て支援ということは十分力を入れていっていただきたいというふうに思います。

次に、老人福祉センターはいつまで使うか考えていないということであります。確かにエレベーター設置が、利用者の利便性あるいは使いやすさに応えていくという点では評価をするものでありますけれども、しかしながら、今の老人福祉センターというものがかなり老朽化が進んでいて、今の利用実態にも即していないということもあるわけでありまして、また同時に高齢者人口もふえてきて、そうした対応もしていかなければならないという点では、やはり先の見通しも立てながら、なおかつ今の施設も大事に使っていくというような対応もしていくべきではないのかなというふうに思います。

次に、ハッピネス・ヒル・幸田の20周年記念事業についてお伺いをするわけでありまして、どのような事業を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 認定こども園の関係でありますけれども、当然幸田町の子どもが多くが通う認定こども園ということになりますので、また町も多額の負担もするという点でありますので、当然現在の公立保育園との格差がないようにいろいろな調整というか協議を進めていながら、事業者の方とは十分な協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 老人福祉センターの長寿命化という御質問でございます。今回の工事につきましては、そこまで踏み込んで考えていないわけですが、議員が御指摘のとおり老朽化も進んでいるということでございます。町全体の公共施設の長寿命化計画の中でこの問題については検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） ハッピネス・ヒル・幸田20周年事業についてでありますけれども、町民会館が平成8年8月、図書館が平成8年1月に開館をいたしまして、平成28年度でちょうど20周年の年ということでございます。具体的に今考えておりますのは、町民会館のほうの事業、指定管理者が行います実施事業の一部この負担をすることで、ミュージカルの事業についての一部負担を考えています。それから、図書館の実施事業につきましても、絵本作家の講演会、こうした催しに対しての一部補助。それから、全体的になるわけですが、これまでの経過を歩んできたパネル展など、こうした催しに対しての負担を町民会館のほうの運営事業について80万円、図書館の管理運営事業について20万円、合わせまして100万円の負担をしてみたいという内容を考えているところであります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、水野千代子君の質疑を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） この4月より住民が24時間365日、いつでも、どこにいても、税金などがコンビニから納付できますコンビニ納付事業が始まります。当初予算の中にこの事業の経費が見当たりませんが、どこに幾ら計上されているかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） コンビニ納税につきましては、4月1日より開始予定とさせていただいております。予算につきましては、予算書の70ページから71ページにあります15款総務費、15項町税費、15目賦課徴収費の町税賦課徴収事業7,408万8,000円の中の役務費1,057万2,000円に含まれております。コンビニ収納の予算といたしましては、基本手数料6万5,000円と収納手数料90万7,000円の合計額97万2,000円でございます。新規事業であり、本来なら予算書の予算説明欄に記載すべきでありましたが、説明欄には金額の多いものを記載し、新規開始のコンビニ納税について掲載せず申しわけございました。今後は、金額の多いものだけでなく、目玉事業である新規事業は掲載させていただきたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 役務費の中の1,057万の中に入っているということで、あと手数料等も今6万5,000円と言われましたかね、予定していると。そのほか、90万を合わせて96万5,000円ということですか。初めに謝りのほうから答弁を言われてしまったので、次に質問をしようかなというふうに思っているところを先に謝られましたが、しかし、この96万というのは新規事業の中でもそんなに少ないほうではないというふうに思います。ほかのほうでありますように、新規事業で50万円、後から言いますが新規事業できちんとしてあるところもあります。コンビニ納付というのは、本当に住民のほとんどの方々がかかわってくる私は事業だというふうに思っておりますので、この辺のことにつきましては丁寧をお願いをしたいというふうに思います。

それから、今1件当たり60円と言われましたかね、ちょっと聞き取れませんでしたので、1件当たりの手数料と、あとどのぐらいの件数、1年間の件数を予定しているかということをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、今回新規事業でありながら載せなかったということで先ほどもおわび申し上げましたが、これまで準備をしてきた事業であり、こちらとしましてももちろん新規なわけではございますが、継続して行ってきたという部分もあったものですから今回載せ忘れてしまったということで、大変申しわけございませんでした。

それから、金額のほうをもう一度言わせていただきますと、コンビニ収納の予算といたしましては、基本手数料というのは年間で6万5,000円。それと収納手数料、これは1件当たりになってくるものですけれども、こちらのほうがトータルで90万7,

000円、合わせまして合計額で97万2,000円となっております。それから、今お尋ねの1件当たりの手数料ということでございますが、1件当たりの収納手数料は60円48銭を見込んでおります。件数につきましては、ほかの自治体の導入事例を参考に見積もりまして、自主納付者の25%ぐらいの方、それと分納で納税される方の80%ぐらいの方がコンビニ納税を使われるということで見込みまして、合計1万5,000件を見込んでおります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 1万5,000件を見込んでいるということでございます。徴収する税の種類とどここのコンビニでも取り扱い可能なのかということ、また住民への丁寧な周知はどうするかということをお聞きをするわけでございますが、これも3月の広報で出ておりました。これは私が質疑を通告するときにはこれを見ておりませんでしたので、その後3月の広報に周知、またコンビニの件数、それから何の税なのかということの対象も出ておりました。でも、しかし、4月の広報でも私は間に合ったのではないかなということの一つ思うわけでございます。住民への周知がより早いということは、やはりこれはよいことというのはわかるわけですが、この辺についても再度お聞きをいたしたいというふうに思います。それから、予算が確定されていなくても事業は決定しているからという判断で3月広報に掲載したと理解しているわけでございますが、本当にそれでよかったのかということ再度お聞きをいたしたいと思います。

それから、4月以降での一番早い徴収税は何で、納付期限はいつごろなのかということをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、初めに、徴収税の種類ということでございますが、今回の徴収税の種類といたしましては、個人町県民税、こちらの普通徴収分、それから固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税でございます。

それから、コンビニの取り扱いということでありまして、全国の主要なコンビニになりますが23社にて取り扱いができるようになるということで、24時間対応ということになってくるということでございます。

あと、住民への周知ということにつきましては、今議員が言われましたように、広報こうた3月号に掲載、それから町のホームページにつきましても3月より掲載をさせていただいているということでございます。それと、各税目の平成28年度の当初納付書を送付する際に、コンビニ納付が可能となった旨の案内通知を同封しまして、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

それから、予算がまだ可決をされていない段階での広報の掲載ということでございますが、本来であれば当然その予算の可決後に周知を図るべきところではあると思っておりますが、こちらにつきましては以前より御説明させていただいているとおりこの4月からの利用開始を予定しており、住民への事前周知を行う必要があるため、予算可決前に広報に掲載をさせていただいたというものでございます。それから、今回のコンビニ納税の関係で、一番最初に来る納期ということでございますが、一番最初のものにつきましては、固定資産税の1期分ということで納期は5月2日を予定しております。こ

らのほうは、送付のほうにつきましては4月の中旬に送付ということですので、4月の中旬以降に納付されるというものになります。また、コンビニ収納による最初の納税につきましては、4月1日以降に発行する分納だとか、滞納等の納付書ですね、こちらから利用できるということで実際には4月1日から利用されるということになるというものでございまして、3月の広報で広報させていただいたということでございます。お願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 住民への早い周知だということは理解をするわけでございますが、やはり予算が伴ってくるものでございますので、私はこの辺はもう少し丁寧な議会への説明があってもよかったのではないかなということを再度申し上げておきます。

次に、企画一般事業、島原市友好交流事業420万についてお伺いをいたします。幸田町と島原市との友好交流ということで、昨年10月に島原市長また議会、市民の皆様100名が幸田町に来町をされました。平成28年度は幸田町から出向く旨は聞いておりますが、420万円の予算が計上されております。交流の時期はいつごろ予定しているのか、住民への募集や人数の考え方、住民の助成額などについて詳細をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） コンビニ納税につきましては、一昨年の11月の総務委員協議会、こういったところでも説明のほうはこれまでもさせていただいてきたわけはございますが、今回の当初予算につきまして新規事業として説明不足であったということは反省をいたしておりますので、これからは気をつけたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 島原との友好交流事業でございます。まず、交流の時期でございますけれども、昨年訪問をしていただきました10月の下旬から11月上旬と同時期を予定しております。あと、町民への募集や人数の考え方でございます。昨年の交流会と同様に一般参加者を広報にて募集をしまして、また各種団体からの参加者と合わせて100名程度を予定をさせていただいております。あと、町民の方への負担でありますけれども、昨年の島原市の精算額をお聞きしましたところ、旅費が1人当たり7万4,000円でありました。島原につきましては、そのうち補助金として2万8,000円でありましたので、実質島原の参加者の負担金は、1人当たり4万6,000円ということになっております。今回開催されます町からの旅費等につきましても、旅費の内容について左右されるというふうには思いますが、先ほど答弁させていただいた金額の同程度を想定をしているという内容でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 時期は昨年と同じ10月の下旬から11月の下旬、募集人員また広報等も今言われた広報等また全体で100名ぐらいを予定しているということで、住民への助成額でございますが、島原市が2万8,000円だったので幸田町も同じぐらいということでございます。これは、この420万円の中に入っている、またそれ以外

にも420万円の予算の中でほかのことが予定されているのであれば、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） この420万円の中に参加者の旅費の補助という形で算定をしております。あと、その他、記念品とかお土産等をこの中に計上をさせていただいております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 次に、臨時福祉給付金事業についてお伺いをいたします。4,500万でございます。平成27年度の補正予算では、27年度の住民税が非課税の65歳以上の人を対象に1人3万円ということで、3,000人を予定しているということで先日答弁をいただきました。今回の当初予算4,500万円での対象者数と対象要件をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 臨時福祉給付金の御質問でございます。今年度につきましては4,500万円を予算計上し、全体の事務費を含めると5,474万3,000円ということでございますが、4,500万円の内訳は、今回平成28年度で給付いたします臨時福祉給付金については2種類の給付金がございます。一つは、27年度当初です。ね、補正ではなくて当初に交付させていただいた条件と同じで、低所得者の方々を対象としたもので、これは非課税ということですが、これも対象とした方で、お一人3,000円の交付と予定しております。これは5,000人ということで1,500万計上させていただいております。もう一種類につきましては、その対象者の中で障害・遺族年金を受給されている方、この方についてはお一人3万円ということで、5,000人の中の1,000人を予定していると、こういう形で3,000万、合わせて4,500万ということでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今回4,500万、その中で簡素な給付金が約5,000人いて、その人たちは1人3,000円ということでお聞きをいたしました。それから、その中で障害者だとか遺族年金をもらっている人、この人たちの1,000人が1人3万円ということでよろしいでしょうか。わかりました、人数と種類、対象者数と対象要件もわかりました。

それでは、周知方法と周知時期それと申請方法をお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 28年度分の臨時福祉給付金につきましてでございますけれども、非課税ということで所得の関係の確認がございますので、これにつきましては9月以降に所得が確定して、こちらのほうが対象者を確認した後、9月以降に対象者に発送の予定でございます。給付開始は10月ごろからを予定しているというのが現在の予定でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 申請方法をお聞かせを願いたいと思います。それから、今回は補

正のほうはなるべく早い時期にということ、6月ぐらいまでということをお聞きをしているわけですが、新年度のほうの予算は9月以降から通知をして、10月には予定をしたいということ、その中で、今回初めて申請される方もあるというふうに思いますので、初めての対象者はどのぐらいあると試算をしているのか。また、申請主義でございますので、申請漏れがないように対象者に配慮をしていただきたいと思っております。それから、給付金であるということで、住民が詐欺にあわないように配慮もしていただきたいというふうに思うわけですが、こちら辺についてお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 失礼いたしました。申請の方法でございますが、先ほど確認をして通知を差し上げる際に中に申請書を同封いたしまして、それに記載をして町のほうに出していただくという形で申請を受け付けるという形になります。ですから、最初から所得要件等につきましては、町のほうで確認をした方に御送付させていただくということでございます。

それから、27年度の補正分の28年度交付につきましては、5月には通知を出して6月には支給をしたいという形。これにつきましては年金受給者の関係もございますので、この辺のシステムの関係で国との連絡もございまして、5月ごろの通知になるのではないかと考えております。

新規の対象者でございますが、これは所得を一度調べてみないとわかりませんので、新規がどの程度見えるかということについてはちょっと把握をしておりません。対象者については、年齢は簡易のところについては関係ございませんので、どの程度見えるかについては実際に事務を進めてみないとわからないというところで、申しわけないというところで。

それから、申請漏れがないようにということですが、まず対象でないにかかわらず一般の方への周知として、広報とホームページ等で周知を差し上げる予定でございますけれども、先ほど申しましたように対象者につきましてはこちらで所得調査をした後でございますので、封書による個人通知が本来の通知ということになるかと思っております。その点では対象者については漏れがないということでございますが、申請を出さない方も現実には、今回それから26年度につきましても10%程度ございます。これは、御本人が拒否する場合も、要らないという方もお見えになりますし、いろいろな条件で実施に対象から外れるという方もお見えになりますし、死亡の方もお見えになりますので、なるべく漏れのないような形で再度通知を出す予定ではございます。詐欺の問題につきましても、御本人通知でありますのでよろしいかとは思いますが、その辺の通知については十分注意をして、詐欺行為のないような形で配慮をしたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 対象者でありながら申請を忘れたために給付が受けられなかったという方がいるというふうに思いますので、やはり再度の通知をしていただけると、これは優しい配慮かなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお伺いをいたします。

次に、認定こども園等の支援事業についてお伺いをいたしたいと思います。待機児童につきましては、先ほど答弁をされておられました幼保連携型の認定こども園、また幼稚園型の認定こども園ということで、その中で3歳以上児また未満児も受け入れの幅が大きくなるので、門が広がるので待機児童はないかなということでございます。本当に初めての民間事業でございますので、町の保護者の人たちはとても喜んでおりますし、またニーズに応えられるように、やはり指導また取り組みを見ていただきたいと思いますというふうに思っております。この新設のほうですが、新設の認定こども園の周辺は今後交通量の増が見込まれるところでございます。子どもたちへの交通安全対策と地域住民への十分な説明を行っていただきたいというふうに思うわけですが、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 詐欺の関係については十分配慮し、あわせて漏れのないような形で再度通知のほうは差し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 認定こども園の関係につきましては、保護者の方たちのニーズに応えられるように、よく事業者の方と協議また連絡調整を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、建設中の交通安全ということでもあります。新しくできる特に新設の認定こども園の近くに大型スーパーも完成するというので、交通渋滞等が今後予想されるわけでございますけれども、今現在新規の認定こども園については開発行為の許可待ちという状況でございますが、今後開発行為の許可がおりた後に地域の方たちに建物の工事概要を説明する時期とあわせて、工事車両の出入り箇所、または一日の工事車両の見込み量等を説明しながら、交通安全対策の要望を受けながら協議、対応をしていく予定であるというふうに事業者から聞いておりますので、よろしく願いいたします。

また、開園後の対策ということでこちらもお聞きしているわけでもありますけれども、一応29年4月開所予定ということで、開所後は園児の送迎も行うということで送迎バスの運行も計画されております。また、特に延長保育等を希望の方につきましては、自家用車における送迎も見込まれているということでもありますので、ただし、いきなり定員に達するのではなくて、やはりまずは小さい子どもさんから、そこから3歳児を中心に初年度はということも聞いておりますので、それとあわせて送迎の出入り口それぞれ1カ所ずつとしまして、敷地内及び南側町道への一方通行をする中で、特に県道への渋滞の流れをスムーズにしたいと、こんなことを計画されているようでございますし、この辺につきましても地域の方々への説明と要望を受けながら対応をしていくということを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 子どもの安全対策をぜひともよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、健康の町推進事業、健康マイレージ事業50万円についてお伺いをいたします。

住民が生活習慣病の予防や健康寿命を延ばすための健康づくりに取り組んだ人に優待カードを差し上げ、その取り組みに参加するごとにポイントをもらい、そのポイントで景品などがもらえる事業が始まります。私はこの対象の年齢を基本的な生活習慣ができる、定着できる小学生からを提案してまいりましたが、どのように進められるかお聞かせを願いたいというふうに思います。参加対象年齢と参加人数の目標はあるか、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 健康マイレージの御質問でございます。委員の御提案もございまして、早速28年度から取り組まさせていただいた事業でございますけれども、対象につきましては、現在のところ20歳以上の幸田町在住の方を対象としてということで考えさせていただいております。一応目標というわけではございませんけれども、MyCaカードの交付枚数として500枚を予算化させていただいております、あと抽せん会のほうも実施させていただく予定で、参加人数300人という形を一つの目安として予算を組ませていただいたというところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） この参加対象でございますが、町の在住で20歳以上ということで、やはり私が先ほど言いましたように、子どもの肥満ということも言われているときでございますので、やはり私は家族全員で楽しく参加できるような、そういうものを進めていっていただきたいというふうに思っております。MyCaは500枚を予定しているということでございます。これは本当に家族で取り組んで、また健康づくりを動機づけるための支援をしていただきたいという思いで対象者を下げさせていただきたいとお願いをするわけでございますが、ポイントをためて使えるサービスを受けられる協力店はどのように進められていくのか。また、町の特産物などが当たる抽せん会を今予定しているということでお聞きをいたしました。300人ということでございますので、どういう形で進められていくかをお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 小さい子どもさんから健康についての参加をいただくという制度ではどうかという御提案でございます。この件につきましては、実は本町といたしましては、住民健診ですとか人間ドック、がん検診等々の受診率の向上を図るというのも一つの大きな目的として取り組ませていただいております。そういう関係で20歳以上という形で一応年齢制限をさせていただいております。また、もう一つは、先ほど言いましたように、住民健診等々の関係もございまして、医療機関との関係もそのポイントをとれるものでございますけれども、その関係で岡崎市も20歳以上でやっているということでございますので、それと合わせさせていただいたということも一つございます。ただ、この年齢につきましては、他の市町の実施状況を見ますと、やはり20歳以下というところも結構ございますので、これにつきましては一度28年度に実施をしながら状況を見て、今後の事業としての展開はそういう年齢の引き下げも含めて検討の課題として進めさせていただきたいと思っております。

それから、協力店、抽せんの内容等でございますけれども、協力店につきましては、

これは県の事業でございますので、基本的には県が許可でしたか、指定するという事業所になりますので、県下の事業所650店が現在登録されているようでございますが、そこで使えるということでございます。ただ、町内にある協力店につきましては、具体的なお名前を出しますと、ピアゴの幸田店とそれから天の丸の2事業所だけでございますので、そういう意味ではやはり町内での協力事業所もふやしていくというのが、この効果を高めるための一つの大きな要因だと思っております。これにつきましては、担当課のほうとしても、町内の事業所に当たってみたり商工会等を通じて、そういうふうな形で協力店をふやすように努力を現在しているところでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

あと、抽せん会でございますけれども、一応、1年間の取り組みの中での結果としての抽せん会でございますので、2月ごろ予定をしたいと思っております。ただ、この抽せん会だけではなかなか効果も出ないと思っておりますので、健康講座等々をあわせて、また人がたくさん集まるような機会を通じてこのような抽せん会をあわせていきたい。何を景品とするかにつきましてはまだちょっと現在検討に入っておりません、これから進めたいと思っておりますが、一応予算上につきましては、健康マイレージ事業の景品としては37万ほど予算を立てさせていただいているところでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 対象年齢は、今部長が言われました医療機関また岡崎市とあわせてということでございますが、ここまであわせなくても、やはり本町だけでやれることはやっていくということも私は大切ではないかなというふうに思っておりますので、28年度に一応取り組んでいただいて、その中でやはり子どもたちと一緒に家族で参加ということも考えていっていただきたいというふうに思います。

それから、協力店であります。県が指定しているところは2カ所でございます。これではちょっとやる気もうせるといえるか、やっぱり効果がないのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも担当また商工会等も呼びかけていただいて、協力店を募っていただきたいと、それが幸田町の住民の健康福祉につながるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、住宅管理一般事業、空き家対策として、今回、空き家実態調査業務委託料500万円が計上されております。委託する詳細な内容をお聞きしたいわけでございますが、きのう答弁もされておりました。漏れていたらまたお聞かせ願いたいというふうに思いますが、建物の外観など空き家の実態を調査して、地図に落としデータベース化していくと。所有者にもアンケート調査をするということでございました。ほかにあればお聞かせを願いたいと思っております。

それから、現在推測される件数は約500戸あるということで、今回この実態調査をする中で、ふえてくる可能性というのはあるかどうかということもお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） マイレージのほうの対象につきましては、事業を進める中

で検討させていただきたいと、このように思っております。また、参加店をふやすというのは当然でございますが、県内の650店につきましては幸田町の対象者の方でも使える店でございますので、岡崎ですとか蒲郡の近隣のところでも使っていただくということで、この辺のメリットというのですか、お楽しみをふやしていただけるかと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 空き家関係の実態調査委託料ということで予算計上をさせていただいております。これにつきましては、国の社会資本整備総合交付金を2分の1補助ということで取り組むということを紹介させていただきたいと思っております。それと、今500件ということで、これは住宅土地統計の中での推計値ということでございますので、これを上回るか下回るかというのは実際に調査してみないとわからないですけれども、今現在、ちょうど昨日答弁させていただいたように、地元のほうから御報告いただいている141件、それから実態調査をして500件近くになってくるのではないかなと思っておりますが、これはふえるか減るか、この辺はやってみないとわからないというような状況でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 本当に今回初めて実態調査をするわけでございますので、正確な数字を出されるのかなというふうに期待をしたいというふうに思っております。

それから、平成27年の5月に空き家対策推進特別措置法が施行されて、自治体の権限が拡大をされております。この調査結果のこともあるかもしれませんが、今現在空き家等に関する相談、苦情等というのがあるかどうかということをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この法律を受けて、実際に以前の一般質問の中でも御質問していただいたように、役場のほうの窓口をしっかりと設置すべきだということで、昨年6月に庁舎内に関係9課での空き家等対策推進体制を整えまして、都市計画課に空き家総合窓口という形での設置をして、苦情等も含めて情報をいただくということで事務分掌のほうにもそのように掲載させていただいて、都市計画のほうに窓口という形での位置づけをさせていただきました。また、12月には区長様方たちにいろいろと説明をさせていただきながら、広報にも載せながら行いまして、今現在141件ということでの空き家の部分は把握しておりますけれども、あわせて今御質問にありました相談とか苦情などはどうかということでございますけれども、今うちのほうで把握している件数としては8件ほどで、相談が1件の苦情というか情報を7件いただいております。少し具体的に申し上げますと、例えば空き地の関係では草木が繁茂しているとか、燃えやすいものを片づけてほしいとか、空き家の生垣が道路へ越境しているとか、木の枝が大きく道路へ茂ってる、またトタンがはがれて飛んできたとか、また実際にこれは感覚的な話ですけれども、見た目が不気味で何とかしてほしいとか、また看板などが落ちそうで危険だというようなこと。また、相談では、1件は空き家かどうか調べてほしいという情報をいただいているということで、合計8件ほどのこういった窓口での対応はあったということでございます。先ほどの141件を含めて情報はいただいておりますので、

その都度役場の中でわかる範囲での調査をしながら、持ち主への周知、お願い、こういったものは随時行ってございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今後、詳しいことは調査をされた後にわかってくるかというふうには思うわけですが、調査後には特定空き家等の判断となるガイドラインと協議会の設置等は考えていかれるか、お考えをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 特定空き家等に対する措置に関して、その適切な実施を図るための必要な指針、これがガイドラインという形で国から示されているということで、町はこのガイドラインに従ってまた調査などを行いながらということで進めていきたいと思っておりますが、このガイドライン自体も独自のガイドラインをつくられているところもございますので、その辺は内容を見ながら幸田町に合わせて適応していきたいというふうに思っております。

また、御質問の市町村は空き家等対策の作成及び変更及び実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるという規定になっております。そういう面では、今の実態調査を踏まえながら今後の特定空き家の発生の状況、こういったものを見ながらこういった協議会の組織を視野にしていきたいなということでございます。なお、今実態調査をすることで、空き家等対策計画というものをまた計画を練っていく必要もございます。社会資本整備総合交付金で実態調査を行いますので、その連携としましては調査後には今度は対策計画というものも、これは来年度の予算には計上されませんので次年度以降という形になると思えますけれども、そういった対策計画の策定も視野に入れているということでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今回、こういう形で実態調査をされる中で徐々に進められていくのかなというふうに思います。しかし、先ほど苦情また相談等があったとおりに、やはり空き家の近隣の住民は本当に不安な日を暮らしているということでございますので、こちら辺については相談された草木が燃えやすいだとか、また道のほうへ木や枝が伸びているだとか、そういうことでこちら側でできることは、やはり所有者に許可をいただいて解決していただきたいというふうに思います。

それから、まだまだ生活できる空き家を利活用する空き家バンクがございます。その創設の提案も今年度ですかね、一般質問で提案をさせていただきました。前向きに取り組むということでしたが、今回の実態調査の後に進められていかれるかどうかということをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 昨年の6月の一般質問で御質問いただきまして、前向きに検討するというので議会だよりも掲載していただきました。その部分で幸田町としましても検討していくわけですが、空き家としての利活用の需要と供給の関係にございます。これは、山間部との違いもございまして、幸田町に合ったそういった利活用

の部分。また、空き店舗の関係とかそういった面も含めた検討をしていく必要があるかなということで、空き家バンクについては前向きに今検討している状況でございます。なお、先ほどの質問にお答えさせていただいたように、実態調査を行っていくということで、実態調査を行っていく中でも意向把握をしていくと。その建物の所有者の意向把握、今後の対応、そういったものの中で例えば空き家バンクなどの登録に御協力いただけるかどうか。こういったこともアンケート意向調査の中に組み込みながら、その後に反応を見た上で対応していきたいということで、来年度の業務の中に、アンケートの中にもそういった空き家バンクを意識した部分で調査をしていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 質疑に入ります前に、町長及び説明答弁者に申し上げますが、あなた方が十分に説明責任を果たしていないからこそいろいろな問題点が指摘をされて、問われてくる。特に町長ね、あなた、説明責任といっても、あなたが議案説明会には出ておりません。しかし、質疑通告の内容はあなたにもいつている。そうしたときに、質問者が質疑をしたら、カリカリカリカリして答弁をする。あなたの人間性と度量が問われてくるという点からいけば、説明責任は極めて不十分な中でよく聞いていただきましたと、ありがとうございますと、そのぐらいの対応、度量があってしかるべきだということをお願いして、質疑に入ります。

施政方針の中で、「更なる子育て環境の充実したまち」こういうことをうたわれております。その具体的な内容は何ですか。内容を読みましても浮かんでこない。そういう点で、まずこの点について、「更なる」ですよ、「子育て環境の充実したまち」とは具体的には何を指すのか。そして、それぞれの子育てにかかわる部署がどういう取り組みをしているのか、説明、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、28年度予算におきましては、子どもが健やかに育つための環境整備、また仕事と子育ての両立を支援する環境整備などのため、保育事業、待機児対策として新たに進出が計画されています幼保連携型認定こども園への施設整備助成として2億3,200万ほど、また放課後児童対策の充実ということで、豊坂第2児童クラブの開設、深溝第2児童クラブの開設準備として4,600万円ほど、さらに子どもの居場所づくりとして新規児童館建設準備のための用地購入、実施設計等で4,398万円ということで新たに計上し、子育て環境の充実を図っていくところでございます。特に認定こども園の助成、児童館の建設など今までにない取り組みを進める中で安心して産み、育てることができるまちづくり、子どもが伸び伸びと育つまちづくりとして、子育て環境の充実を図っていくものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 私どもの「更なる子育て環境の充実したまちの実現にむけて」

ということで、主要事業といたしましては、学校教育の関連事業、就学援助あるいは奨学金制度、それから小中学校の施設整備事業、これらにおきましてさらなる環境の整備等を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 待機児対策というような形で、認定こども園というような形を言われるわけですが、先ほど来の答弁であなた方の認識の中で、待機児と空き待ち待機というのを使い分けをされておられるわけですよね。これは行政側としては、それはわからないでもない。しかし、保護者にすれば、待機児であろうと空き待ち待機であろうと、それは行政側が勝手に線を引いたものだ。住民の側とすれば、我が子が待機していると。先ほどちょっとありましたけれども、保育園を落ちたといって1,000人の方が出された。そうしたときに政府が慌てて、それではまずいではないかといって今対策をあれこれ考えておられる。そうした点でいくと、今は幸田町は待機児ゼロだとあなたは言われる。しかし、空き待ち待機はありますよ。空き待ち待機の対応の関係で認定こども園との対応も含めていけば、空き待ち待機を含めて待機児は解消されますよと、こういう認識であります。私は、やっぱりそういう認識は住民の感覚からいってずれている。行政側の尺度としてそういうのを捉える形にしても、我が町は待機児ゼロですよと、こういう言い方をすると議員の側が、ああ、そうかといって間違えて捉えて、我が町は待機児ゼロだという人もいたわけだ。だけど、実態としては線を引いただけで、待機児は依然として深刻な状況と。

こういう問題が一つあるということを提起して、次に移りますが、そうした中で子育て支援の政府の対応の関係を一つ挙げますと、いわゆる保育料の多子減免。多子減免は第3子まで、あるいはそれ以降までという形でその対象を広げる。つまり、多子減免の内容のウイングを広げた。それに対して、子育て環境のさらなる充実の中には入っておりません。入っていることは、あなた方がわあっと言って一生懸命町長はこんなすばらしい、そんなことは言わへんよな、言うことはそれはそれで結構だと。けれども、ここに盛り込まれているものが全てかといったら、そうではない。それは全てなんか書けるわけがないわけだ。だから、私はそうした点からいけば、この中で今政府が真剣に取り組んでいる多子減免についてはどう事業の展開をされるのかと、こういう説明、答弁をいただきたい。今後も含めてですよ。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、待機児の関係につきましては、年度当初では発生していないということでもありますけれども、年度途中からは現に発生しているのが事実であります。その辺についてはさらなる充実を図る中で、そういう待機児を出さない取り組みを進めていくということ、認定こども園の中では期待をしていきたいということ、今お話がありました保育料の多子減免の拡充というお話でございます。こちらについては、現在当初予算には計上はしていないわけでもありますけれども、現在国において今お話があったように、28年度から幼児教育の無償化の取り組みとして一定の所得の基準があります。年収360万円相当世帯ということでございます。また、年収360万円未満相当のひとり親世帯については、これまでの負担軽減を拡大するということ

で、幼稚園、保育所等へ入所している子どもの第2子については半額、第3子以降については無償化とするという、特例という形での導入を今計画をされております。具体的に申しますと、現行の幼稚園に入所の場合は、小学校3年生以下の子どもの人数カウントで第1子は満額、第2子が半額となっている保育料が、360万円未満の世帯の方については第1子の方が半額、第2子以降については無償となるという内容であります。また、保育園に入所の場合は、就学前児童いわゆる保育園等への同時入所という中で、第1子は満額、第2子は半額、第3子以降が無償というふうになっているものが、上の子が小学校に上がると2番目の子は第1子というカウントになるわけでございますけど、その年齢制限が撤廃され下の子が引き続き第2子ということで半額、第3子以降については無償化と、そういう今計画で進められているところであります。国の制度の詳細がまだ具体的に示されていない、今の基準等は示されておりますけど、そういうことから当初予算には計上をしてこなかったということでもありますけど、保育料の改訂が8月、ここに合わせて国のほうも進めてくるのかなというふうに考えておりますけれども、このとおり進めば一定、全てではありませんけれども、さっき言った360万円世帯の方の負担軽減は図れる、そのかわり町の負担は当然ふえるということになりますので、この辺についてそういう今形で準備を進めていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 360万円以下世帯ということをお前は言われたのですが、幸田町はそういう線は引いていないですね。所得制限はしていない、県もそうだ。第2子は半額、第3子以降は無料という点でいけば、所得制限で線を引くのではなくて子ども的人数、いわゆる人口増を含めた多子減免は福祉の最たるものと。子どもをたくさんつくってくれよと、人口減に歯どめをかけてくれよという政策の中で、所得制限は線を引いてないわけだ。そうした中で、あなたが言われた形の中で線を引くということになると、さらなる私はおかしな形になってくるだろうと。幸田町が今までやってきた政策をさらに豊かにしていくのか、貧困をさらに進めていくかという点でいけば逆行するという点からいけば、私は幸田町は保育料の多子減免については所得制限なしと。同時入所の特例も撤廃をするであろうと。撤廃したときにはどういう形で進めるかという点でいったときに、じゃあ、360万で線を引きましょうかという新たな障害を持ち込むような対応はすべきではない。国のほうが、保育料の8月の改訂前には恐らく一定の考え方を出すであろうと。そうすると、国のほうも支援をしてくるわけですよ。自分たちはこういうふうだよといって国が全額負担はしない。道府県、市町村に一定割合の負担はかける。負担はかけるけれども、現在よりも幸田町の負担が減ることは間違いないですよ。という点からいけば、現在の水準は維持をしてしかるべきだ。その水準というのは、申し上げたように所得制限はなし。そして、2人目はあくまでも卒園するまで2人目だと。3人目以降も全部卒園するまで3人目以降ですよという形の中できちんとやられるかどうか。この点について答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今の所得制限というのは、国が新たに導入する多子減免の制度ということでもあります。現在、幸田町は同時入所の場合に第2子の方は半額、第

3子は無償という制度であります。そうではなくて、上の子が保育園を出ても2番目の子は2番目、3番目の子は3番目という、そういう国の多子減免の拡充でありますので、今までよりは減免が拡充されると、そういうふうに御理解いただきたいというふうに思います。今までも所得制限は確かにありませんでしたけれども、年齢制限が撤廃されるというところを一つ捉えていただきたいといます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言い分は毒まんじゅうが2つあるけれども、一つはこれだけ、まだこの辺の毒まんじゅうはこれで我慢しろよと、2つ食べるのではないじゃないかと、こういう発想でしか私は受けとめられないわけなんです。現在の幸田町の水準を引き下げてはいけない。同時入所の特例について国のほうがどういうあれであろうと、幸田町は所得制限なしと。たまたま同時入所の特例ということで、上の子が卒園すると2番目の子は第1子になっちゃうと。第1子になって2人目の子が卒園すると、今度はまた第1子になっちゃうという、そういう順送りの多子減免というのはまやかしですよ。したがって、あなたも言われたように、国のほうはあくまでもそういう対象になった子どもが卒園するまで2歳は特例、3歳も特例という形でおやりになるということでしょう。だったら幸田町もすべきだと、同時入所の特例は撤廃すべきだよと。ただし、そうしたときに、物のついでに国のほうは所得制限を狙っておりますわなんていうね、そんなすき間を狙って物事を考えるなど。今の水準は維持するということをお願いしたいということをお願いして、再度どういう考え方でいくのか。国の動向云々ということと言われれば、私は無視しろとは言わない。ただ、そうしたときに国のほうが助成の対象を広げるといことは、国はわあわあ言っ、やれやれと言っているだけではない。そういうのもあるけれども、結局それについては負担の割合は多少ありますよ。しかし、国はやれと言ったからには、自治体に餌をつけてやるわけだ。国の補助なり負担なりを1割から何割にするかはともかく、その状況はまだわからないかどうかは知りませんが、そういう形の中で支援をしてくる。その支援をうまく活用すればいいですよ。悪乗りしたらあかん。悪乗りするとすぐに要らないところをもって制限を設けると。そうではなくて、ありがとうございますと、我が町は我が町の行政水準を維持しながらこの制度をうまく活用して、保護者の負担軽減に努めてまいります。これが当たり前の行政の進め方の姿勢じゃないですかということをお願いしておきます。

それから、もう一つは、これは町長にお伺いするけれども、小学校、中学校の学校給食を無料化にせよということをお願いして申し上げた。そうしたときに町長は、無料化にすると残菜がふえると。いわゆる食べ残しがわんさとふえる。そんな事例が具体的にあったか。残菜がふえるというのは、実態としてあります。しかし、それは学校給食が無料化になったことによる残菜がふえるのかと。ごちゃまぜの論理でやぶの中に引っ張り込んでわからなくするのではなくて、町長の答弁は、私が聞いたことに対して残菜がふえると。じゃあ、その具体的な事例はありますか。挙げてください。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） ちょっと私の説明が悪いのか申しわけありませんけれども、今回、政府が導入しようとした多子減免は、幸田町にとって一定の360万円以下

という制限はありますけど、その世帯については保育料が軽減されるという中身でありますので、この制度をうまく活用して、当面は国の対応に倣って、そういう所得の低い部分についての減免拡大をしていきたいという内容でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 学校給食であります。まず前段に申し上げたのは、学校給食の残菜の問題以前に、そういうものを政治的なものに使うべきではない。無料化するとかそういうことを最初に申し上げたというふうに思っております。私は、その中で残菜がふえる、要は給食費は3食誰だって食べるものであるし、それを学校給食に限って全部無料化させるとか、そういうものは本来の趣旨ではないだろうというふうに思っています。そういう意味で、ある人に聞いたのが残菜がふえると。要するに、そういう食べ残しがふえてくるというようなことを、やっぱりお金を払って食べるということは、それを全部栄養としてとっていくんだという、そういう姿勢でなくてはいけないだろうというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 保育料の関係については、そういう360万の軽減という点で国の負担というような問題が出てくる。それをうまく活用して幸田町の水準は維持しながら、制度が変わったことによる有利な面は取り入れて、引き続き幸田町のレベルとラベルは維持していくと、こういうことですよ。はい。

町長ね、学校給食にしても、あるいは医療費の無料化にしても、議員が提案すると政治的な利用ですか。政治的な利用ですか。これは、行政というのは政治でしょう。議会というのは政治ですよ。あなたの感覚でいくと、議会のほうなり、議員のほうからいろいろな政策提起をすると、よっしゃということは絶対に言わない。それが政治的だと。どれだけの心の狭さを持っているんだ。これは、議会だったら地方政治の原点ですよ。地方政治の原点の中でいろいろなことをやっていく、提起をする。伊藤宗次が言うのは気に入らんから全部政治的だと、こういう感覚なんですよ。違うと言いながら、あなたは全部やっていることはそうだと。だから、そういう点で議会で提案したことに対して、町長自身が、いや、そんな政治的なことは議会は、私どもは取り組みませんよといって、あなた自身が政治的なことばかりやっているではないか。そうでしょう。行政イコール政治なんですよ。町の政治イコール町の行政、そういうものを使い分けをして、はったりをかけて、相手を萎縮させる。あなたの常套手段だ。こういう取り組みは本来おかしいということだけ申し上げて、要はあなたはごちゃまぜの理論ですよ。給食費を無料化したら残菜がふえるというあなたの議会答弁だ。有料化してようと無料化をしていようと、今全体的に出された給食をきちんと食べるというのがなくなってきていることは事実。そうしたときに、幸田町の残菜率はほかの市町村に比べて極めて低いんですよ。それは、やっぱり給食センターの中で一生懸命やってる、そして子どもの子育てについての町民性が残さずありがたく食べるよという町民の意識、取り組み、そういうものが子どもの給食に反映している。なぜそういう捉え方ができないのか。おかしなところばかりを取り上げて、だから私がやると言えば政治的だと。ふふんだわ、まさにふふんだ

わ。そういうあなたの感覚自身が町の政治をどんどんどんどんおかしくなってるということをお願いして、給食費の無料化について教育委員会の見解を聞きたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私が申し上げたのは、要するに首長の選挙にそういうものを使うべきではないということをお願いした。ちょっといい言い間違えました。首長の選挙に給食費の無料化、医療費の無料化というのを使うべきではないということをお願いしただけであって、その辺だけは勘違いしないようにしていただきたいと。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 学校給食の無償化ということで、前提といたしまして、費用という面でまずお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、28年度の給食費の実費徴収金は計上をさせていただいている金額が、小学校でいいますと1億3,000万、中学校でいいますと7,200万、合わせまして2億638万7,000円という金額であります。そうした無償化にした場合、大きくいいますと約2億円ということでございます。なお、給食費につきましては、学校給食法の中で第11条の中に食材費は基本的には保護者負担とし、真に困窮している児童生徒を継続的に支援するために就学援助で対応をしていくという規定がございますので、こうした今言いました金額プラス法の定めもあり、当面これまでどおり給食費をいただいて、おいしい給食をつくって、栄養を補充していただくという体制でまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長と論争をやっていると時間がどんどんどんどん減ってくるいけないんだけどね、あなたは今度の7月の参議院選挙に出られるんですか。そうでしょ。首長選挙で使うことはあかんよと、そんなこと誰が言ってるんだ。そうでしょ。あなたの論法というのは都合が悪くなるとごちゃ混ぜにしてガラガラポンだ。ということでいけば、こっちの7月の参議院選挙にあなたは出られるわけだ。そういうふうな受けとめられるような、そういうごちゃ混ぜ論法というのは真摯な議会の対応とは言いがたいということをお願いしておきます。

学校給食の関係で、確かに学校給食法では、それは賄う材料費は保護者負担だよということがあっても、全国的にはそれが広がっていると。広がっていることについては、あなたはそれでは、広がっているところはみんな学校給食法違反の行政をやっているという論法につながってきますが、そういう理解でよろしいかどうかという問いにお答えをいただきたい。

それから、もう一つは、子どもの医療費の無料化の関係で、現在、幸田町は中学校卒業まで、義務教育終了までという形になっておりますが、先ほどもこれも申し上げておりますように、その対象年齢を高校卒業まで、あるいは18歳までというふうに広げる自治体もふえております。そうしたときに対象になる子どもたちは何人いるのか。それに対する対象費用はどれだけ必要なのか、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 法の規定を申し上げました。全国的な事例といたしましては承知しております。京都府の伊根町というところでは、27年の4月からいわゆる給食

費の無料化をしておりますし、近隣におきましても、県内におきましても、市費をもって1食当たり単価のある部分の何円だとか何パーセントを公費助成をしていく。こうした実際の実例もあるということは承知をしておりますので、必ずしも全て保護者負担でなければならないというふう認識はもちろん持っておりません。そういう状況が全国あるいは県内にあるということも承知はしております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 子ども医療の拡充ということの御質問でございますけれども、議員からはたびたびこのことについては御質問をいただいておりますので、担当としても日々検討をさせていただいているわけでございます。一応、現在、子ども医療につきましては2億3,000万円ほど支出をしているわけでございますが、この受給者人数で割りますと大体1人当たり年間で3万1,000円前後が子ども医療にかかっている費用でございます。この場合は中学生までということでありまして、高校生年代に拡充した場合、1人当たり2万5,000円程度が年間の費用かなというふうに試算をした上で、対象人数は1,200人程度であろうと思っておりますので、これを掛けますと影響額としては3,000万円ほどの子ども医療費の拡充が必要になるのではないかなというふうな試算を出しているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間がございませんので、今お話を聞いた内容は、さらに特別委員会でも内容を深めていきたいというふうに思います。ただ、前段いろいろな時間をつくらせちゃったもんだから、企業立地監が俺の出番がなくなったとって力を落としておられるようなので、一言だけ申し上げておきますが、東山の開発の関係からいったらあなたの方がやっていることは、民間開発だ、民間開発だと言いながら土足でどんどんどんどん上がってね、副町長がたまたま町長は地権者のほうから、おい、上がってくれとって上がっていくんだ。それは上がってくれとっていく人だ。副町長と3時間話したけど、たらいの縁を回ってるだけだったと。あれは何だったのかと、こういうことであるという点からいけば、町長や副町長が深くこの開発にかかわってる。これが民間開発の実態だということだけ申し上げておきます。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま議員がおっしゃられた須美東山開発推進協議会における民間の企業誘致の活動においてでございますが、地元の区長そして住民の方々と御相談されながら進めておられるというところを、事務局として御報告、御連絡をいただきながら慎重に進めていきたい、かように思っている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第26号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時11分

---

再開 午前 11 時 21 分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第 27 号議案の質疑を行います。

13 番、丸山千代子君の質疑を許します。

13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） 今予算の算定に当たって、加入世帯数と加入者数についてお答え  
いただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 平成 28 年度の幸田町国民健康保険特別会計を編成する上  
で、その中の世帯数につきましては 4,850 世帯、被保険者につきましては 8,900  
人のうち、一般被保険者が 8,500 人、退職者被保険者が 400 人という形で試算を  
させていただいております。

○議長（浅井武光君） 13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） 退職者につきましては増加傾向なのか、それともどのようになっ  
ているか。以前と変わりがまして、ちょっと算定方法も変わったというふうに思うわけ  
ありますが、その点についてお答えいただきたいとお願いします。

次に、当初予算の説明では、繰入金として 8,000 万円を一般会計から町が財政支  
援として繰り入れたということですが、その中で国の保険者支援として、毎年こ  
れから 1,700 億円を公費投入するというふうにしております。そうした幸田町国保  
への支援額というものが期待されるわけでありまして、それが幾らかということでは  
ありますが、資料として出されておりますのであれですけれども、これからこうした支援金  
につきましては、本来は加入者負担を減らしていく、こういうようなものであります。  
そうした考え方の中に基づいていけば、本来なら国保税の引き下げというようなことで  
支援をするのが妥当ではなかろうかというふうに思うわけですが、前の質疑の中  
ではこうした国保の支援金につきましては、これは町の財政負担の軽減というような形  
の中で引き上げを、広域化になったときの場合の引き上げの大幅引き上げにならないよ  
うにしていきたいというようなことを言われたわけでありまして、どうしてその  
ような考えになるのかということになります。その点について詳しく説明していただ  
きたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 被保険者のうち退職被保険者の人数でございますが、40  
0 人ということで平成 28 年度は設定をさせていただいておりますが、27 年と比べま  
して 150 人ほど減員をしてるという形で見込んでいるところでございます。新規の退  
職被保険者は発生していないということで、減少していくということで見積もってい  
るところでございます。

それから、一般会計からの繰り入れの中で、保険基盤安定繰入金の中の保険者支援金  
ということでございます。これの関係でございますが、財政支援として 8,000 万を  
繰り入れをさせていただくというのは説明の中で申し上げましたけれども、国の保険者

支援分と財政支援の8,000万とは異なるものでございますのでそのように御理解いただきまして、8,000万というのは一般会計繰入金の中の内訳として8,000万が含まれているということでございます。議員の御質問にございました保険基盤安定繰入金の中の保険者支援分、これについて国からの保険料軽減のための交付であるので保険料軽減に使ってほしいと、こういうような御提案だというふうに思いますけれども、説明の中でお答えしましたとおり、27年、28年におきましても5,200万程度交付されるということになるわけですが、これについての財源につきましては、国保の財政安定のために使うという形で考えさせていただくというのは変わらないところでございます。特に27年度におきましては、当初保険者支援分については1,900万円を見込んでございました。その中で27年度から始まりました2割軽減それから7割、5割の対象者の所得の緩和につきまして、この軽減分が拡大したことにより、実は300万ほどの基金からの繰り入れを予定していたわけですが、27年度で国のほうがさらに3,300万を保険者支援金を交付していただいたことによりまして、300万ほどの繰り入れは予定しておりますが、大きな繰り入れをせずに保険的には安定が保たれるというような結果になっております。したがって、保険者の特に低所得者の軽減対策としてある意味有効に使わせていただいているというのが現状でございます。この国からの交付金がなければ保険料の安定というのは、27年の結果からしてもなかなか保てないというのがはっきりしております。そういう意味では基金に積み立てであるものの温存をしながら30年に向けて安定した経営、それから保険料も下げるということではなくて、引き上げることなく安定的に30年まで向かっていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 30年の広域化に向けて安定的に運営をしていきたいという、その気持ちはわかるわけでありまして。また、同時に大幅引き上げを避けたいという中の考え方のもとでやられているのはわかるわけでありましてけれども、しかしながら、今回の保険者支援というのが5,200万、これから毎年この金額が、毎年といいましてもあと1年、2年ですかね、それぐらいでありますので1億ぐらいにしかならないわけですが、それでも1億円の国からの保険者支援というのがプラスされるとなれば、これは十分引き下げが可能であって、それでそのときの国保税をもとにまた再度算定をされるわけでありまして。そうした点でいえば、本来の国の考え方からすれば被保険者の負担の軽減をしていくということにしていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして。確かに低所得者の軽減というのは拡大をされたわけでありましてけれども、しかしながら、全体的な保険税の引き上げというのは、これは耐え切れないほどの引き上げが行われたわけですね。これは2年間にわたって限度額も引き上げられたということからしても、国保税は1人当たりの国保税にすれば県下でも高いほうに位置していくということからも、やはりそうした加入者負担を軽減する、この考え方にたつべきだというふうに主張するものです。また、町としては国保税の安定化のために使っていくよということでもあります。じゃあ、毎年保険者支援として国からの繰り入れがされる5,200万円については、これは財調のほうに基金の積み立てを図っていくって、国保

税の引き上げをすることなくやっていきたいというような思いなのかどうなのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 国からの保険者支援分の運用でございますけれども、先ほども申しましたように法定軽減の拡大によりまして、その費用が先ほども言いましたように5千数百万に及んでいるというのが現実でございます。したがって、1,900万プラス3,300万という形の5,200万が実際はその軽減分に当たっているというような結果になっております。法定分だからということで、これは町の対策ではないというような御指摘もいただいておりますけれども、現実の話として国からの交付金についてはそういうような形で運用させていただいて、保険の安定を図っているということでございます。これは、やはり給付費の拡大も含まれておりますので、今後、保険料を安定的に横滑りさせていくという、引き上げない対策として使っていきたいというように思っているわけでございます。30年に向けてということでございますが、保険者支援分につきましては、県一本化になりますと、今までは町が受けていたのが今度は県が受けるということになるわけでございますので、委員が言われるように29年までの交付ということになると思いますが、先ほど言いましたように、27年、28年、29年と3カ年になると思いますが、これにつきましては安定財源に使うということであります。ただ、基金に積み立てるかどうかということでございますけれども、これにつきましては先ほど言いましたように、現状でのバランスがとれているということでございますから、この財源をもって基金に積み立てていくというような考えはございません。収支の中でのバランスをとっていくということでございますので、そのように御利用いただければと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国保の繰入金の関係についての資料の提出をいただきました。こうした形の中でなかなか見えてこないのが、いわゆる幸田町が1億3,000万円当たりの繰り入れをしている。この繰り入れの中でルール分とルール外の繰り入れが合算されております。まず、そうした点でいわゆる法定ですよ、決定の関係。先ほど7割だ5割だなど、これは国のほうの制度の問題で、これにかかわる国からの交付金も入っております。ただ、そうしたときに一般会計からの繰り出し、繰り入れで法定分と法定外、いわゆるルール分とルール外という形が合算されております。したがって、その中の内訳としてルール分が幾らなのか、幸田町独自でルール外の問題は幾らなのか、ちょっと整理した答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、繰り入れでございますけれども、議員が言われましたように1億3,000万が保険基盤安定基金繰入金として、それから、あと職員等の給与の繰入金として1,543万5,000円、それから出産時一時金等繰入金が1,400万、財政安定化支援事業繰入金848万、それから一般会計繰入金として1億4,

480万が平成28年度の予算編成としてさせていただいているところでございます。保険基盤安定繰入金につきましては、御質問の中でもお答えしましたけれども、保険者支援分が含まれておりまして、これが5,200万に相当いたします。このうち2分の1が国費として交付を受けまして、4分の1が県費として受けておりますので、残りの町費として4分の1を加えて5,200万という形になるわけでございますので、この繰入金の部分の4分の1は町が負担しなければいけないということになります。

それから、保険料軽減分についても同じようなことでございまして、資料でお出しした中で見ていただくとわかりますが7,900万のうちの1,975万、これはある意味ルール分として町が負担しなければいけない金額になるわけでございます。基盤安定基金の中での繰り入れにつきましてはのルール分としては、そのような形で全体の4分の1を町として負担しなければいけないということで、これは一般会計から繰り入れというんですか財源補填させていただいているというところでございます。あと、事務費それから出産一時金につきましても、同じように4分の3ですとかそれぞれ負担をさせていただいているということでございますので、詳細については私も細かい数字は持っておりませんので、先ほど言ったものについては一定のルールに基づいて出させていただいているということでございます。

それから、一般会計繰入金の中で1億4,048万あるわけでございますけれども、これは福祉医療波及分としまして、福祉医療を実施することによって保険料の給付がふえるという形での補填金が4,200万ほどあるわけでございます。それから、大病院等が含まれていて、給付費がふえるためのこの負担分として358万1,000円を入れております。それから、特定健診の事業費分として1,405万8,000円を繰り入れさせていただいているということで、これにつきましても一定の給付にあわせて、定められた分を納めさせていただいているということでございます。

最後になりますけれども、財政支援分として9,000万、これを一般会計の繰入金の中に入れて繰り入れさせていただいております。これはあくまでも町の法定外分として9,000万を繰り入れさせていただいているということでございますので、ちょっとほかの部分についての詳細についてはもう少し資料については集めさせていただきたいと思いますが、全体の流れとしてはそういうふうな形で、保険者支援分等々の負担それから法定外として財政支援分として9,000万円を入れさせていただいていると、こういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は私が申し上げたいのは、今回国の支援分として入ってきた、これでいきますと5,200万円、これがそれぞれ負担割合も含めてきますと幸田町の1,300万円を差引いたとしても3,900万円ですね。その3,900万円は保険者、一般的には保険者というのは自治体になっちゃうわけけれども、いわゆる加入者の負担軽減に役立てて使うべきですよということが、国から示された使い方について、交付金の考え方についてはそういうことが示されている。そういう中であなたに先ほどお伺いしたのは、幸田町が言うところの法定分と法定外、ルール分とルール外と。ルール外の関係はどういうふうになっているのかという形の中であなたが言われた中では、法定

外については一般会計からの繰り入れ、基金からの繰り入れで9,000万円ですよと。こういうことですが、そういうものとあわせて支援金がなぜせっかく入れてきた5,200万円、これが加入者の負担軽減に役立てて使われなかったのかと、こういうことなんですよね。あなたの中には先ほどちょっと、以前の関係もありましたが、要は2018年に国保の都道府県化がされますよと。それまでに保険料の平準化を図っていきたいと、県レベルのという思いがあると、保険負担レベルというのはいじくれないですよ。あなたが言うのはね。負担軽減を図っていくという感覚でいくと、都道府県化に変わってはそれが障害になってくるのではないかという思いが非常に強く伝わってくる。なぜかということですよ。そうしたときに、例えば県のほうは都道府県化をしたからといって県下54市町村のレベルは全部違うわけだ。それをさっと線を一気に引くなんてことはしないわけだ。引きたくても引けないと、ばらばらですからね。何年かかけて平準化を図るけれども、その中で県が考えていくこと。だから、我が町としては、それは都道府県化された段階の県の行政の尺度の問題。そうしたときに、じゃあ、幸田町はそれに合わせていくのがいいのか、2年間じっと針のむしろで我慢せよと。2年間我慢したら針のむしろからじゅうたんになるなんていうことはないわけだ。針のむしろが、幸田町のむしろから県のむしろからになっただけ。引き続き針のむしろで痛みを感じさせるという、そういう仕組みが変わらなかったときに、じゃあ、あとに残された2年間はどうやって負担の軽減を図りながら保険者の生活安定を図っていくのか。これは行政としてしんしゃくできる最大の問題だという点でいけば、私はこの関係から含めていくなれば保険者の負担軽減になぜそういうことが拾えなかったのかということと、もう一つは、こういう中で予算組みをする。予算組みをした中で、じゃあ、これから賦課徴収をするときにどうしていくかという点では、次元が別だと思うんですよね。どうやって予算措置をしていくかということも含めていくなれば、私は負担軽減は図られるということだと思うんです。それは、国保税の賦課徴収は4月から始まらないですよ。それは、所得が確定をし、税務課のほうでこの世帯、あるいは所得割合が決まったときに、言ってみれば1年間12カ月のうち8カ月分ですよ。国保税を年間分にごとと圧縮してとってくるという点からいけば、まだ時間的余裕があるわけだ。時間的余裕があったときに、じゃあ、途中の6月の補正予算があります。6月の補正予算は、好き勝手に町長はやっているけど。まあ、それはやればいいんですよ。やったときにそういう今の国の制度の中で支給される支援金が当初予算の中では十分支援のほうには回ってこなかった。国保の自分たちのほうの支援だけで、町民や加入者の支援には回さなかった。それを、やっぱり6月の補正予算を含めて、8月から新しい国保税が徴収をされる。そういう中に反映していく。それは政策的な問題ですよ。だから、選択肢としておやりになるかどうかという点でいかなものでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 国が支給いたしました保険者支援金につきまして国の一つ説明の中では、低所得者対策の強化のためということが一つございます。その点で特に低所得者のための法定減免も含まれるわけですが、そういう意味での使用というのをさせていただいて、特に保険者支援分の算定としましては、保険料の軽減対象者と

なる低所得者に応じた自治体への財政支援を拡充するという事で試算をされております。したがって、保険者の軽減者の人数等で実は交付金が決まっているということでもありますので、運用する側もそこを一つの大きなよりどころとして予算の運用をさせていただいたということです。もちろん議員が言われるように、国のほうは保険料の軽減にも使えますよと、こういうことを言っているのは確かでございます。町としてはそういうふうな運用をさせていただいたということでございます。あと、28年度に入ってから保険料確定までにいろいろな状況を見て、対策として軽減等に回さないかという御指摘でございますけれども、たびたび申し上げて申しわけございませんけれども、中長期的に保険料のところを見ながら今考えているところでございます。当面、28年度の保険料の軽減を途中で、特にこの軽減対策というのですか、それについては今のところ考えてないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 部長が言われるように、この支援金についての考え方でいけば、いわゆる公費拡充により財政基盤の強化策と。このことによって2015年から毎年消費税増税分を財源にして、低所得者対策に支援金として制度を拡充しますよということですよ。あなたの説明でいくと、これは法定減免である2割、5割、7割の法定減免に対する財源だという受けとめ方ですよ。確かに法定減免の制度というのは、低所得者に対する減免の割合を2割、5割、7割というふうに定めた。そういうのは、国がわざわざこういう支援金をやって低所得者対策だということに悪乗りをただけなんだよ。政府は、要はこういう形にやって、保険の財政基盤安定ができるということと加入者の負担軽減につながりますよと。負担軽減につながると思ったら2割、5割だということね、こういうところに持っていっちゃう。しかし、問題はそうじゃない。せっかく国のほうがそういう、国が全部網羅して国の言うことから一歩も出てはならん、全部国の制度の中でちんまりと治めよという支援金じゃないですよ。これは、市町村の保険経営を、財政を支援をすると同時にそのことを通して、加入者、ここでいけば8,600人の加入者をどうやって支援をしていくのか。それは、負担軽減をこの支援金で役立てて使えよと、これが趣旨なんです。という点からいけば、例えば2割、5割、7割は、こういう制度になる前から2割、5割、7割の関係からいけば、制度的にはもう4年か5年前からできてるでしょ。そういうことでいけば、今回の支援金がなくてもそれはやってきてるし、これからも引き続き法定減免ということですから取り組んでいかないといけない。その財源は繰出金の中で対応していくという取り組みの延長線上の問題だと。そういう中で、支援金が新たに出てきたら、ありがとさんといってその中にぼんとほうり込んでしまうというのは極めて乱暴だし、加入者の生活の状況はどうなのかということと、我が町の国保税の水準は何かと。県下で11番だあるいは12番だという高い保険料を引き下げる、これはまだできるんですよ。まだ時間的にはこの年度内事業の中ではできる。予算措置はそうかもしれない。あとは補正予算の中でどう対応するのか、どういう知恵を出すのかということに尽きるわけなので、その点はいかが対応されるのかということなんです。予算は、一旦決定したら一切まかりならないのではない。減額補正もあれば増額補正もある。そういう対応の仕方もあるのでね、私はそういう点でいけば6月

補正も十分です。過去には、町長は6月補正は番外である、僕は取り組まないと言っておきながら、自分はドボンとやったことだ。自分のやることはドボンとやっておいて、ほかのほうは6月補正まかりならないとは、それは、あんた、不公平町政をあなたが推進をするということで若干横道に入りましたけれども、要はそういう予算の立て方もある。そのことともう一つは、国保税が各世帯あるいは各決定をされるのは町税の減額が決まった後ということでいきますので、6月対応でも十分間に合うということなんです。せっぱ詰まってやれと言っているのではないです。せっかく来た国からの支援金を役立てるには、十分な時間的余裕がありますし、そこに政策的な選択の時間もありますよということですので、担当課長、かたくなにこだわるな。法定減免は法定減免ね、ずっとやっていかないといけないわけだ。これは支援金がなくても、ちゃんと国から来てるわけなので。という点からいけば、法定減免を盾にするというのはちょっとよこしまですよ。まともにちゃんと受けこたえて、加入者の負担軽減に役立ててくださいよ。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、予算の運用でありますけれども、やらないと固執しているわけではございませんけれども、状況を見ながら、それについては対応させていただきたいと思っております。

あと、法定減免の負担でございますけれども、これにつきましては前から議員が言われるように、交付を受けております。通常ですと7千数百万、26年度でいくと7,300万を法定減免分として交付を受けております。ただ、27年から2割ないしは対象者の拡大ということでありまして、これが最終的には、ですから1億3,000万近くを入れたということは、その差額分がこれは法定減免に係る部分の減額分というふうに考えておりまして、これが国保財政に大きな影響を与えているということでございますので、先ほど申しましたように、国から交付された通常ですと7,300万プラス26年からは1,900万が出された。今度、27年はそれに3,300万が加算されたという形の交付額になってくるわけでございますので、その財源の中で安定的な運営をさせていただくというのが現在の姿勢でございますので、運営の中身についてはもう少し再度検討させていただきたいと思っておりますけれども、当面、何回も言いますけれども、30年に向けた安定財源をどうやって保っていくかという点で、私どもは主眼として現在運営させていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第28号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、昼食のため休憩といたします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後 1時00分

- 議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 次に、第29号議案の質疑を行います。
- 8番、中根久治君の質疑を許します。
- 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） お願いします。29号議案でございますが、歳出、10款、10項、10目、18節物品購入についてお伺いをします。ここで購入を予定されておりますパソコンのことについてお伺いをするわけですが、このパソコンは物品の分類ということでいえばどういう分類になるのか、まずそこからお願いをします。
- 議長（浅井武光君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（大澤 正君） 備品のパーソナルコンピューターの区分でございますけれども、予算科目でいきますと18節の備品購入費、さらに歳出では機械器具購入費ということで分類させていただいております。あと、物品管理上の分類でいきますと事務機械器具類となっております、その中でもパーソナルコンピューターとして分類管理することになっております。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） いわゆる事務機械器具類のものをどこから買うかと。備品を一般会計から購入するのと特別会計から購入するのでは、何か違いとか基準があるのかなということが、私ちょっとよくわかっておりませんのでお聞きしたいわけですが。財布が2つあると、一般会計の財布を持っているのと特別会計の財布もあると。この財布の使い分けですよ。どんなルールがあるのかなということについて、まずお願いをします。
- 議長（浅井武光君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（大澤 正君） 支出する会計、事業等により備品についての基準については違いはございません。購入する備品等を使用する事業が何かによって、支出する会計、科目等を分けて購入させていただいているということでございます。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 一般会計で購入しても、特別会計で購入しても違いがないような今お答えをいただいたのですが、なぜ一般会計のほうで購入されないのかな、逆に言うと。そのことがちょっと気になりまして、特別会計で購入した備品というのは、これは特別会計専用の備品となるのかどうか。その辺についても、まずお聞きしたいと思います。
- 議長（浅井武光君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（大澤 正君） 今回、購入する予定でありますパーソナルコンピューターでございますけれども、介護保険事業として専用で使うということでございましたので、特定の事業に特化して用いる備品ということで、今回はその事業であります介護保険特別会計のほうで計上させていただいたということでございます。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 介護保険事業専用のパソコンを購入すると、それは特別会計であると。介護保険事業を一般会計でも存在することだと思うのですが、なぜそこが特別会計なのかなということが気になっております。この分厚い予算の説明書を平成23年度からずっと読ませていただきまして5年分を見たわけですが、この中にいわゆる特別会計

で18節ですね、備品購入という記録はございません。ということは、とても珍しいケースなのではないのかなというふうに私は理解しているのですが、こういうことはふだん、この5年間なかったからそれはどうのこうのということはなく、ふだんからこれは当たり前のことかどうかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 備品もでございますけれども、必要な事業について予算化をさせていただいているというのが現状でございます。委員が御指摘のとおり、介護保険特別会計の中では平成23年から5年間の予算書を私も戻って確認させていただきましたけれども、備品の購入はないというのが現実でございます。ただ、もう少し遡りますと、平成21年、これは直近というか最後になるわけですが、21年においてこれは一般管理事業ではございませんで、賦課徴収事業のほうで備品を買わせていただいている事例がございます。このときについては、納付書の発送にあわせて納付書を折り畳む機械として折り畳み機を買わせていただいたというのが21年でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） これは一般論としてお聞きしたいんですけども、2つの会計を持っている場所ではどちらの会計を使ってもいいんだと。または、これには使い分けがあるんだと。そういったルールそのものが、今回は介護保険の場合の特化についてお聞きしているのですが、ほかのところでもそのことは言えるのか、言えないのかについてお聞きしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○8番（中根久治君） 他の特別会計がどのように、そういう備品購入について行っているかどうかはちょっと確認しておりませんので申しわけございませんけれども、今回購入するパソコンについては、あくまでも認定調査を主体とした調査員が介護保険の認定調査書の記入に使うというのが目的でございますので、一般的な汎用のパソコンとはもの自体は一般のものでございますけれども、使用については基本的にはほかの職員が使わないような形で管理をするということで考えておりますので、今回については介護保険特別会計のほうから支出をさせていただくということでございます。ただ、介護保険事業についても、ごらんいただくとわかりますように多くのパソコンを使っているのが現実でございますけれども、これは保守ですとかシステムの連携を図るためにリース物件もございまして、今介護保険事業として多くの職員が使っているものについてはリース物件、今回については単独で使わせていただくということでありますので、単独購入の介護保険特別会計で買わせていただいたと、このような経過がございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ほかのことをここで言うとまたちょっと叱られちゃうかもしれませんが、要するに特別会計というものの財布の使い方というのには一般会計との違いはあるのか、ないのか。そのルールというのは存在するかどうかについては、これは全体の話ですので、それを統括される立場の方にお答えいただきたいと思ひております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 一般会計と特別会計、この会計の区分につきましては予算単一主義の原則ということで、基本的には予算は一つの予算でやれというふうにルールはできております。ただし、これはその中で独立した業務として処理したほうが経理手続など事務事業の合理化が図れるなどの理由により一般会計とそれから特別会計ということで、その事業に特化した会計を設けるといって行っておりますので、その事業に特化した備品であれば特別会計のほうで購入して管理をしていくということと考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ちなみにほかの特別会計のほうも見てみますと、ほとんどその例がないですね。特別会計の中で備品を購入したという事例が少ないですね。平成24年の後期高齢者のときが一つと、あと農業集排のときの会計が一つと。あとは全部一般会計の一般管理備品として扱っていると。これは、僕が邪推するには財布が2つあるから、自分にも捉えてもそうなのですが、へそくりで買うか、こっちで買うか、いろいろ買い方の問題ですので都合のいい買い方をされないかなということが気になったものですから。要するに、一般会計予算では買いにくいな、じゃあ、こっちにも財布があるなというような、そういう形でこの2つの財布がうまく使われていくのではないかということに気にしたものですから。そういった何か特別なルールというのが存在するのかなと。ほかの市町のインターネットを調べてみても、そういったちゃんとしたルールを持っている市町もあるわけですよ。一般購入備品、供用物品はこうやって買うんだというルールを持ったところもあるわけですので、幸田町もそういったちゃんとしたすみ分けがあるのかということに気にして、じゃあ、今回はこのパソコンについてはどうなんだという質問でありました。繰り返し念を押しますが、幸田町にはそういうすみ分けはないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） そういったすみ分けということでこちらのほうで規定はしておりませんが、もともとの特別会計をわざわざ設けるといって、そういったものを明確にするために設けているということでございますので、当然こちらのほうで必要なものであればそちらで買うというルール、これはもともとのこの法律の趣旨からのルールでございますので、わざわざ町のほうで指定はしてないということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○13番（丸山千代子君） 要支援の介護サービスの確保についてお伺いをいたします。

平成29年から総合事業を実施をするということで、その準備、体制づくりが必要かというふうに思うわけですが、今予算におきましては、そうした対応が十分できるのかということをお聞きをするものであります。要支援1・2の介護サービスにつきましては、ホームヘルプサービスあるいはデイサービス、これが介護保険から外されるということでもあります。そのために、幸田町でその事業者の確保をしていくという点で答弁もいただいております。その体制づくりがどうなるのかという点についてお尋ねし

ます。事業者もどんどん今はふえてきております。福祉産業建設委員会でも、とても民間の事業者を全て回るということはできないというように、調査の後もまたデイサービス事業が新たにできてくるとか、そのようになっているわけでありませけれども、そうした事業者と提携をしながらやっていくのかどうなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 要支援の方の今後のサービス提供についての体制ということでの御質問かというふうに思います。現実として平成29年4月から地域支援事業がスタートするというところで、27年度というか26年度から、もうそれに向けての準備を進めていたわけでございます。議員が御指摘のとおり、現在、介護予防給付費として要支援1・2の方についての訪問介護それから通所介護、この2つのサービスが平成29年4月から介護予防給付費から外れて、地域支援事業費のほうに変わっていくという構造でございます。議員が御心配のとおり、訪問介護と通所介護のサービスの受け入れ先というんですかサービス事業所、これの体制はどうかということでございますけれども、現在、町として考えておりますのは、現在ある介護事業を行っている事業者がこの形を、協定をする必要がございますけれども受け入れをしていただくということで考えております。したがって、サービス事業者をふやすという体制では今考えておりませんので、制度が変わった以降についても要支援1・2の方については、介護予防給付費ではなくて地域支援事業費を受けながら同じようなサービスを受けていただくと、このような形になるかと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ホームヘルパーもそれから通所介護も、現在要支援1・2の方は受けておられるわけでありまして、いわゆる事業者とも顔なじみというような関係もあるわけです。そうした点で平成29年から、例えば協定が結ばれなかった場合、そのときには事業所が変わるといような事例も出てくるかというふうに思うわけですが、そうしたことのないようにやっぱり受け入れ先の確保というか、その辺について十分利用者の調査もしながらやるべきではないかというふうに思うわけですが、そうした点で利用者の要望に応えられる体制づくりをしていくかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 平成29年4月からの体制でございます。議員が言われるように、その事業所は受け入れの事業所となるように町が調整をした上で受けていただくということなものですから、場合によっては通常の介護対象の方を受け入れるので、こういう要支援の方は受け入れませんよという事業所も出るかもしれません。そういう面で見ますと、今まで使っていた事業所が使えないということもあるかとは思いますが、かといってサービスを受けられないようにならないように、町としてはサービス事業所を多く確保するような形で今進めているわけでございます。現実的にいいますと、受け入れのときの給付費の問題はそれぞれ町と事業所と行うこととなりますので、そういうある意味単価調整であったりとか、受け入れ人数であったり、そういうものについて

今後調整を図って、制度改正時について利用者の方に支障を与えないような形で制度をスタートさせたいということで、今担当のほうも十分調整をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひ調整をしながらやっていただきたいというふうに思うわけがあります。それから、介護事業所にあつては、例えば要支援1・2の場合ですと、デイサービスでいえば週1日か2日、いろいろ希望者によっては違うわけですが、それ以上に使いたいとなった場合に、これは全額の10割負担という形の中で受け入れているところもあるわけです。その利用者の実態によっては限度額を越えて利用をしたいという人だっているわけでありますので、そうした点の幸田町における事業者不足ということはあるのか、ないのか、調査をされた経過があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 介護サービスを使われる際のルールでございますけれども、ケアマネジャーがケアプランをつくって、それに基づいてサービスを受けるというのがルールでございますので、月初めの何カ月に1回の計画の中で週に何回というのが決まれば、そのルールに基づいて使っていただく。当然それに対する受け入れというのは確保されているということになりますけれども、それを越えて利用したいという方になりますと、これは個別な契約になりますので、これについては先ほど言われるように、全額利用者に負担していただくということになってしまうのが原則でございます。したがって、そのようなケースがどのくらいあるのかということについての調査でございますけれども、現実に介護保険の中で私どもは動いておりますので、それを越えた部分についての調査というのはしておりません。ですから、どの程度の方が全額実費で利用されているかというのはわかりませんが、ただ、事業所の指導の中で当然従業員の数というのは利用者受け入れの人数によって何人に1人という決めがございますので、そこに介護保険以外の方の受け入れをした場合に、当然従業員の数というのがバランスが崩れてくることとなります。そういうことのないようには指導をしておりますので、現状でいきますと、そういう一般の受け入れの方があって、その従業員の配置を余分にしなければいけないとか、そういうケースは余りなかったのではないかと記憶しております。ですから、大きなそのような需要はそうはないのではないかと考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護については、いろいろ国のほうでも対応策をとっているようでございますけれども、しかしながら、介護職員に対する報酬がほかの職種に比べてもかなり安いということで、この仕事を離れていく人が多くなってきているという、離職率も高いという現状がございます。そういう中で、今岡崎市の場合ですと、こうした介護事業所に対しての受け入れに当たってのアンケート調査等も実施をしているようでございます。幸田町にあつて、そのように介護事業者の実態把握をする、実際にまた介護事業者がつぶれてしまうというような、小規模事業者の場合にはつぶれてしまうというようなこともあるわけでございますので、だんだんとこのようなことが進んでしまうと、

幸田町でもなかなか受け入れができなというようなことにもなってまいります。そのためにも現状把握といいますか、実態把握をするおつもりがあるかないかをお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 実態調査という点については、今のところちょっと考えておりませんので、もう少し担当に戻って、そういう計画があるかどうかは確認をしておきたいと思います。ただ、事業所がなくなってしまうというようなケースが現実には他市町ではそういうこともあるということでございます。幸いにして幸田町については、今のところはつぶれてしまったという事業所は聞いておりませんが、一定の利用者の中でそれは動いているということになると思いますが、ただ、やはりこれから利用者がふえてくる。それから、先ほど言った従業員の方の処遇問題等々ございますので、サービス事業者が健全な形で運営できる点については、県指導の事業所については、当然県のほうに指導をしていただきたいと思いますし、今後新しい中では小規模のサービス事業所については地域密着型に変わってまいりますので、その点に尽きますと幸田町が直接指導をする立場になってまいりますので、その点について事業所の管理については進めていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど来からの質問にもございますけれども、いわゆる来年度中ですよ。来年度中に、要は、要支援とされた1・2の要支援者、これについての介護保険サービス、これはだんだんだんだんすっと縮小されて今日に至る。至ってる中で、今度は年度でいくと来年度中に介護保険から外される。外された後、要支援の訪問介護、生活援助、そういう実施義務はどこにございますか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 介護保険から外されたという表現で御質問をいただいておりますけれども、実際に給付を受ける分類として介護給付、介護予防給付、これが介護事業だとしますと、それに加えて地域支援事業も、これは介護保険事業の一つでございます。したがって、訪問介護ですとか通所介護の方が地域支援事業に移ったとしても、これはあくまでも介護保険事業の中での区分けが変わったというふうに私どもは考えております。ただ、サービスの内容については変わってくるところもございますので、その点でサービスの低下にならないように、この1年かけまして体制・整備を進めていくというのが私どもの進め方だと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、いわゆる今年度というよりも、言ってみれば年度が明けた来年度中に介護保険の対象から外れて自治体の地域支援事業になりますよということですよ。これは外れるわけですよ。外れたときに、じゃあ、その外れた生活援助あるいは訪問介護、いわゆるデイサービスも含めていくわけですが、これの実施責任はどこにありますかということを知りたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 再度の御質問でございますけれども、地域支援事業も介護保険制度の中の一つでございますので、ですから介護保険から外れたというイメージはございません。したがって、今御質問の地域支援に変わったときの実施責任者はどこにあるかという点でいけば、当然介護保険を管轄してる幸田町にあると、このように御理解いただければと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 介護保険から外れないよということで、介護保険から外れなかったら介護保険料の保険料に反映されるのか、そういうものが介護保険の事業として幸田町がやっていくのかどうなのかということなんですよね。介護保険から外れないよということであれば、その実施責任は幸田町にある。そうしたときも含めて、じゃあ、介護保険の対象外になったけれども、その介護の関係からいったら幸田町に実施義務がある。実施義務があったときに、介護保険の対象外の問題と現在との関係というのは、地域間バランスというのが崩れてくるわけです。介護保険という一つの全国一律の制度の中であれば、みんな同じ負担とサービスが受けられるというのが基本的な建前です。しかし、そういう対象外に外れたというときに、じゃあ、介護保険で幸田町がそれは引き続きやりますよといったときには、予算の費目的にはどうするのかということと、先ほど来の関係からいくと、それは個別の事業者と調整しながら契約をしますよというスタンスですよ。そうしますと、従来型介護保険という制度の枠の中にあった要支援の取り組みの延長線じゃないかと。国は、あくまでも要支援1・2は介護保険の対象から外して地域支援事業だよと。こういう中でやってきたときに、幸田町は、いや、それは地域支援事業はやりますけれども、それはあくまでも介護保険の事業の範囲内ですよという理解でよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 議員の言われるように、地域支援事業も介護保険事業の一つでございます。介護保険事業の中で財源負担がどういうふうになるかということでございますけれども、当然今までどおりの介護給付、介護予防給付につきましては従前どおりでございますけれども、地域支援事業についても、これは介護保険の費用を使っただけの事業になります。費用分担でいえば介護保険の本来の給付と同じように国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%、1号被保険者の方が21%、2号被保険者の方が29%という分担の中で、地域支援事業についても給付が行われるというふうに御理解いただきたいと思います。ただ、包括支援事業、この地域支援事業の中に入りますけれども、これは負担が若干違いますけれども、これについても介護保険の保険料から財源補填がされると、こういうような事業になっておりますので、あくまでも介護保険の対象から外れる、介護保険の被保険者ではなくなるということではなくて、あくまでも被保険者として給付を受けていただく対象者には変わらないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 使い分けをされては困るわけなのでね。一つは、介護保険というも

のと、それは幸田町も一つの事業者。それと、介護保険を利用する人という形の中で区分けがされてくる。そうしたときに、介護保険という制度の中であれば、基本的に全国一律である。使用料、サービスの内容も含めてね。しかし、今回は地域支援事業だよという形で介護保険の対象から外される。外されたことによって誰が一番そのしわ寄せを受けるかといったら、介護保険を使う対象者ですよということになりますよね。あなたが言うのは、そういう人たちの問題はらち外に置いて、町の負担がどうだ、あるいは事業者との関係はどうだということだ。それはそれで一つは大事なことでしょう。しかし、住民の側としては、介護保険に入っている限りは全国一律のサービスと負担で要支援の事業が受けられるということですよ。そういうものが引き続きずっと継続されるというあなたの認識で地域支援事業が展開をされる、こういうことでよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 委員の言われる質問の内容でございますけれども、確かに介護給付、介護予防給付につきましては、これは一定の全国同じ基準に基づいて給付が行われる、サービスが行われるということでございます。地域支援事業につきましては先ほども申しましたように、地方自治体とそれからサービス事業者が協定を結んで受け入れていただくという点でいきますと、単価の設定も含めまして市町村が決めれるということで、もちろんその一定の基準は示されておりますのでその範囲ということになるかとは思いますが、ただ、そこには市町村の裁量が加わる、そういう面では全国統一ではないということは確かでございます。ただ、だからといってサービスをおざなりにするというのではなくて、私のほうの担当者としては、今までどおりのサービスを安心して受けていただくような体制を、この1年かけて事業者とも調整をしながら連絡会も開きながらつくっていくというのが、町の使命として今事務を進めているというところでございます。その点で御理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたも言われるように、介護保険であれば全国一律の訪問介護や生活支援というのがあつた。今回、地域支援事業に移りますよ、地域支援事業に移っても引き続き介護保険の対象ですよということを言われる。じゃあ、そうしたときに、自治体ごとに訪問介護とか生活支援、この関係は自治体に地域支援事業になつたとしても実施義務がある。実施義務があるときに、利用料やら負担の関係はばらばらになつてくるわけでしょ。全国一律から市町村に実施義務のある地域支援事業が、全国一律ではなくてそれぞれの自治体の状況によつてばらつきがあつても、これはしょうがないじゃないかという点からいくと、介護外しじゃないですか。そういう事業のほうへ移行をしていくと。こういう形で、正確にいけば来年度中にそれは全部完了しなければいけない。こういう仕組みの中で動いているときに、介護保険の仕組みの中で動いておりますよと言われると、それはどうかなと。地域支援事業というのは、そもそもそういう性格を持つものではないでしょうかということを答えていただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 地域支援事業は名前のとおり、地域の中で支援をしていくというのが大きな目的でございます。そういう意味では、地域の特色のある介護という

のが一つ国の方向にもあるわけでございます。ただ、それは余り市町村間でサービスの内容の差があるというのは、これは好ましくないことでございますので、その辺の調整はきちんとしていきたいと、このように思っております。特に介護報酬にいたしましても余り多種多様でありますと、この請求がこれを通じてた分を今までどおり行われるということになりますと、事務処理ができないということもあるので、多分一定の基準が国のほうで示されるのではないかというふうには思っております。その中での給付が行われるという点であれば、それぞれ全国多少の差はあるにしても同じようなサービス提供がされるのではないかというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもあなたの言われたことに論旨の矛盾があるんですね。あなたが言われるように、介護保険とは全国一律のサービスの水準ということが言われる。しかし、地域支援は介護保険から外れて、私どもが言うのは外れて、それぞれの地域の実情に応じて生活支援とデイサービスもやっていくよと。それについて差が出てくるや、あるいは利用料負担が出てくるけれども、それは介護保険という仕組みの中で動いておりますよと、こういうことですよ。それは矛盾があるじゃないですか。介護保険そのものは全国一律の支援の内容、サービスの内容で統一されておりますよと。それから外れて、地域支援事業という名前で介護外しをした介護保険制度ですよ。ですから、あなたの中でもずっと言われたときに、ケアマネが入っておりますよと。ですから、ケアマネの関係も含めてどういう支援をしていくのか、サービスをしていくのか、ケアマネによって変わってきますよということだけれども、介護保険の中におけるケアマネの問題と、地域支援事業になってそれぞれの自治体の関係、先ほどもちょっと言ったように、事業者との関係からいって、事業者とこういう契約をしてこういう内容で事業をやれるかといったときにはばらつきが出てきますよと。ばらつきが出てくるということは、利用料負担にもばらつきが出てくる。けれども、介護保険の制度の中の仕組みですよという理解でいけば、それは論旨なんかひっちゃかめっちゃかなんだ。ですから、私どもは、これは要支援1・2は介護保険から外した形の中の別枠の介護保険の制度の運用という言い方もおかしいけど、介護保険という大もとの仕組みから外された要支援1・2の関係ではないでしょうかということなんだ。そういうことが非常に問題になってくる中で、今あなたの答弁を聞いても、ああ、そうかいと納得ができないわけだ。納得ができるように説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） たびたび言いますけれども、地域支援事業についてもこれは介護保険事業の一つでございます。そういう意味では、私どもはあくまでも介護保険から外されるというイメージはなくて、介護保険のいろいろな事業の中での一つ介護給付それから介護予防給付、それから地域支援事業という形のメニューがあるというふうに御理解いただければいいかと思っております。地域支援事業については、地域の特色のあったいろいろなサービスが提供できるということでございますので、そういう介護給付、介護予防給付との違いはあるにしても、介護保険の制度の中で動いている制度、事業というふうに御理解いただきたいと思っておりますし、私どもはそのつもりで今回の事業も進め

ていく予定でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） たらいのふちを回るような議論はしたくはないわけなんで、要は地域支援事業も介護保険の対象の中ですよというのがあなたの意見。そうしたときに先ほども申し上げた、介護保険なら全国一律のサービスの内容ですよといったときに、じゃあ、地域支援事業が全国一律のサービスを保障している内容だというふうに理解をよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 必ずしも地域支援事業が全国統一の事業かということではないというふうに思います。ただ、事業の提供するサービスの内容については、やはり介護保険の中で動いておりますので、例えば人員基準であったりそういうものが示されて、その範囲の中でサービスを提供をしなければならないこととなりますので、そういう意味でいくとサービスの提供の水準というのは、一定全国的に保たれるのではないかと、そのように考えておりますか。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、要は地域支援事業はあくまでも介護保険の制度の中であって、全国一律のサービスの保障ができますかといったら、できないと言っているわけでしょう。全国一律のサービスが保障できるならば、地域支援事業というのは必要ないわけなんだ。あくまでも介護保険の中の要支援1・2と、こういう位置づけの中で要支援にふさわしいようなデイサービスや生活支援、そういうものが組み立てられて当然ですし、また利用料の関係についても、それは自治体に差が出てくるのも仕方がないけれども、事業のサービスの内容については全国一律ですよというのが原則ですよ。ですから、この地域支援事業というのは何遍もお聞きするけれども、あなたも何遍も答えると思うけれども、全国一律のサービスが受けられるのがこの地域支援事業ですよという理解でよろしいですかということなんだ。そんなのできるわけじゃないか。やらないと言ってるわけだ、そうでしょ。それと、さらに、2016年中にこの関係を貫徹させるというのが政府の方針という点からいったら、私が今伺った内容も含めてきちんと答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 同一の内容かという点については、必ずしもそうではないということは議員の言われるとおりであります。ただ、一律でないから介護保険制度ではないということではありませんので、あくまでも介護保険制度の範囲の中でのサービスを提供するというのが前提でありますので、この介護保険事業の一つであるとしてサービス提供をさせていただく。それがゆえに、内容についてはきちんとしたものをこれからつくっていかねばいけない、また事業所については協力をいただくという形になりますので、29年の4月の運用に向けまして、早急にこの面については整備体制を進めさせていただくということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 取りとめのないと言っはいけないけどね、結局介護保険という一

つの制度の中に要支援と要介護という、介護の2つの種類があります。要介護のほうは、後ほどまたすっぽんぽんにされていく傾向にありますけれども、要支援については地域支援事業に移行しますよと。地域支援事業に移行しますよということはどういうことですかということをお願いした。それは、介護保険では全国一律のサービスが受けられる要支援1・2であったと。しかし、地域支援事業によっては、地域によって財政によってばらばらにばらつきがあるけれども、介護保険という枠の中における地域支援事業ですよというのはまやかしの論法でしょ。介護保険というのはあくまでも全国一律のサービスが受けられる。利用の負担は、それぞれの地域の財政状況によって違う。しかし、その大もとが崩されて介護保険外しをしながら地域支援事業という形の中に位置づけて、引き続き支援をしていきますよと、ケアマネも入ってきますよと。だから、介護保険の制度の中における地域支援事業ですよというのは、論旨の矛盾ですよということ言っている。そういう認識があるかどうかということなんだ。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） これは私の感覚で再度申し上げるわけでございますけれども、介護保険の制度の中での地域支援事業というこの観念は私は変わりませんので、よろしくお願ひしたいと。統一でなければいけないという点でいけば、議員の言われるように全国一律ではないと。同じ条件ではないこともあるということで、その辺のサービスの提供の標準化というのですか、他市に比べて劣らないような形のサービス提供を確保するというのが、ある意味市町村の役割かというふうに思っています。

もう一つ補足いたしますけれども、要支援1・2の方についての、これは訪問介護と通所介護が地域支援事業のほうに移行するということでありまして、訪問看護ですとか、福祉用具等の貸与については従前どおり介護予防給付費のほうで給付するということになりますので、要支援1の方のサービスの一部が地域支援事業のほうに変わるというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、現象面だけいけばそうだと。しかし、政府が何を狙っているのかといたら、軽度と言われる要支援1・2、つまり要支援を介護保険からまず外していく。そして、さらに今度は要介護の1にも介護保険を外す。そういう一つのルールの上で、一気にそこまではいけないだろうと。少なくとも今は要支援という形の中で、あなたが言われるように、介護保険は全国一律のサービスが受けられる。しかし、要支援1・2については地域支援事業だといって、町とそれぞれの自治体と事業者が契約を結んで、サービスの内容にばらつきができるけれども、これはしょうがないじゃないかと。介護保険という制度の枠内での対応だというあなたの言い方。それは、私は木を見て森を見ずだと思ひますが、この議論は平行線だ。しかし、全体の大きな流れからいけば、介護保険という一つの制度から要支援と要介護1・2を外していく。こういう大きな流れの中で、当面の問題として要支援1・2を自治体に押しつけていく。こういう流れというのは、これはあなたが否定しようと政府そのものがそういう方向で走ってるわけだ。といったときに、じゃあ、自治体としてどうしていくのかという取り組みをきちんと、年度からいけば来年度中にきちんとやるべきだと。その中で来年度の年度末に

は、さらなる問題が出てくるということだけ提起をしておきます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 議員の御指摘の内容については、それぞれ再度確認をしながら、地域支援事業に移りましたサービスについて自治体間の大きな差がないような形で、事業の推進については努力をしていきたいと、このように思っております。また、要介護1・2の外すたくらみというのですか、そういうことで御指摘もいただきました。これは、昨年6月30日の閣議決定の中で経済財政運営と改革の基本指針2015の中に、次期介護保険制度改革に向けて高齢者の有する機能に応じ、自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援護サービス、福祉用具対応やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行うというこの表現、多分これを見られて御指摘いただいたというふうに思います。これについては、政府のほうも28年の夏までにはどういうふうにしていくかということを示すというふうに言っております。そういう点で、まだ尚早にこの内容が来ているわけではありませんので、要介護1・2のどういうふうにして今後動くかについては、軽度者についてはですね、これについては町としては今考えておりませんが、当面は地域支援事業の平成29年の4月からのスタートに向けて、現在それは最優先に事務事業を進めさせていただいているというところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

---

再開 午後 1時58分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第30号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 駅前の区画整理事業は、幸田町で初めて取り組む公共施行による区画整理事業であります。当然区画整理事業という形で取り組まれて、今日ああいう姿で町民の前にある。まず、認識として、あなた方が公共施行という形で区画整理に取り組まれて、現在のああいう姿をどう見るのか。結局、今やってるのは電線等の地中化工事ということですが、Bブロックに対する感覚の問題から含めて、まずどういう認識でおられるのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 土地区画整理事業、公共施工で幸田町が初めて取り組んでいる事業だということで、実際に今現在の進捗率は建物としては79件のうち75件が進捗で94.9%完了してると。また、事業費ベースでは43億円のうちの32億円、約76%の進捗があるという中で基盤整備を中心に建物移転をかきながら取り組んできた

いうことをございますけれども、6月議会の中でも一般質問の中で町としての取り組み、公共施工であり、また空き地となっているB街区について、これに対しての取り組みということで、実際には我々は区画整理とあわせた地権者の方たちの土地利用の部分、こういったものをしっかり地元と一緒にあって取り組んでいくべきだという御指摘をいただきました。それに乗りまして今何とか取り組んでいる状況でございますが、なかなかやはりそこにかかわる地権者の方の土地利用の取り組みというのがまた今現在具体化に結びついていないという状況でございますが、引き続きしっかり取り組んでいきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は現状の認識はどうなんだといったら、これはやはり今は行政というところの限界を感じるなというふうに思うんですね。いわゆる進捗率がどうなんだと。事業費にかかわる割合はどうだ、あるいは建物移転がどれだけ進んだか。それはそれで結構だと。それがあなたの認識なのかということなんだ。事業はどういう事業であって、何を目指してきたのかと。その目指すかかわりの中の現状の中で、事業費がこれだけであって、建物の移転はこうだよと。そういうことを説明して、地権者も含めて住民の皆さんが、ああ、そうかいと。町は一生懸命やっているなという評価があるか。あらへんわ。いつまでたってもペンペン草だ。あちこち掘り返して地中化だかどうかは知らないけれど、地中化はあとどうするんだというものが全然語られてないし、幸田区の中においても、おい、どうなっているんだと私に聞いてくるわけ。おかしいじゃないか。町がきちんこの区域に当たって現在の事業の進捗の状況と、じゃあ、自分たちは、先ほどあなたが言われたように地権者間の調整もやっておりますけれども、なかなか至難でございますわという泣き言は言っても、住民の中に本当に町が汗まみれになって、公共施工としてあるべき姿を実現していきたい、あなたが構想図を書いたわけだ。そういうものをいいと言っているのではない、そういうことに対してどういう取り組みをして、今後どう展開していくのか。そして、どこに問題がある。その問題を解決するためにあなた方がどういう知恵を出しながら取り組んでいくか。こういうものの姿が見えないということなんです。ですから、ちゃんと説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） これも6月議会の中で御指摘いただきました。その後、我々も地権者の方とじっくり話をさせていただき取り組んでまいりました。若干経過だけ説明させていただきますと、6月以降の経過でございますけれども、7月には信用金庫を除く4街区全体として3,000平方メートルほどございますけれども、その3,000平方メートルを何とか一体開発できないかということで、いろいろなところへ打診をさせていただきました。しかし、一体開発に対しては一部の方が共同開発に対しては合意をいただけないということで、その部分の3,000平方メートルでの取り組みというのは断念しております。その後、9月になりまして、Bブロックの891平方メートル、おおむね900平方メートルの場所をもう一度住宅街区、いわゆる高度利用街区として例えばマンション、そういったものができないかということで、これは町も間に入って民間ディベロッパー、ハウスメーカーを含めて、また郊外型のハウスメーカーとしては

いろいろな面で幸田町もかかわっていますので、そういったところへ幸田の駅前であろうかというようなどこら辺も数社取り組ませていただきました。具体的には4社ほどお話をさせていただきましたけれども、残念ながら今の土地の所有形態、いわゆる買取方式でないと、なかなか事業定期借地ではマンションの建設というのは難しいということでお断りがございました。同じようなことで例えば住都公団と言われるUR都市機構に対してもそういったお話をさせていただきましたが、なかなか難しい状況になったということで、もう一度10月になりまして、10月の時点で一度地権者の方に集まっていただいて、Bブロック891平方メートルとすぐ隣に同じような面積を持っておられる方に対して一緒になってやれないかと、もう一度取り組めないかということでこれを合わせますと1,500平方メートルございます。先ほどは3,000平方メートルでしたけれども、その半分の1,500平方メートルで取り組めないかということで、これは事業用定期借地を前提として1,500平方メートルでならできないのではないかと、店舗部分も含めてできないかということでいろいろ打診させていただきましたが、地権者の方たちは一部の方を除いてそれで何とか取り組んでもらいたいということはいいただきましたので、いろいろ取り組んで何とか進出ができる方向が見えたような状況にございましたが、残念ながらこの2月19日、年を明けてことしの2月19日にこの1,500平方メートルの中の地権者の方が5名ほどございますけれども、その方に何とか事業用定期借地でできないかということ、参画をしたいところから説明させていただきました。しかし、今現在、5名のうちの1名の方、これは再三話題となっている方でございますけれども、その方からは、この計画にはなかなか借地の経済条件が合わないというようなことから、また相続の問題とかそういったのを考えると、こういった経済的な部分の条件が合わないから話が今前に進んでいないというふうな状況でございまして、なかなか今経過を申し上げても紆余曲折しながら、ただ、今現在まとまっていないという状況で言いわけを言っているかもしれないわけですが、そういうのは役場も間に入って6月議会の御指摘をいただきながら、役場もしっかり間に入って何とか提言できないかということで、これ以外にもいろいろと声をかけさせていただいたところもございますけれども、なかなか成就していないと。ただし、今の段階ではとりあえず最後に御提示させていただいている部分の可能性を今探っている状況でございます。こういった内容を地権者の方にはもちろん説明会などで状況は説明させていただいていますが、御指摘いただいています地域住民の方、幸田町民の方への説明がなかなかできる状況に今ないというところから、これが御指摘いただいていることだと思いますが、幸田町としてのやはり取り組みとか考え方、ここら辺がまだしっかり示せる状況にないということで御容赦願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あれこれ申されて、私が聞くとアリバイづくりを一生懸命されたなという印象であります。私も地権者の方ともいろいろな話もさせていただいております。ただ、そうしたときに、地権者の感覚は町のほうからいろいろ言うてくるけれども、ちょっと文句を言うとぱっと手を引いてすぐに帰ってっちゃうと。俺は確かにくせの悪い男だと本人が言うんだから間違いないけれども、けれども、ちょこちょこと言って、

ちょっとかみつくとすつと返ってこない。そんなことをやっていたらここなんて百年一日のごとくだよと、こういうことを。まあ、あなた方に言わせれば何を勝手なことを言ってるんだと、俺たちは一生懸命努力してるんだぞという感覚で見えておられるだろうし、また相手方もちょこちょこつとすつと手のひらを返して、来ないと。そういうような形の中なので、私は本当に目先をころころころころ変えるのではなくて、あなた方自身が本当に腰を据えて、対象者は少ないんですよ。そんな何百、何十というわけではない。そういったときに対象者と個別の問題と全体の問題、全体でやればいろいろな問題が出てくるのは当たり前だ。そんな収拾はつかへんわ。けれども、そういう場を持たないと、私の言い方は適切ではないけれども、ガス抜きはできない。ガス抜きができなければ、ガスが充満して爆発するという点からいけば、私はそういう場を頻繁に持って、下手をするとお互いの非難の合戦になるかもしれないけれど、そこらは行政がここは非難合戦じゃなくて、この問題をどうするかということでお互いの英知を出そうじゃないかという方向に引っ張っていかないと、不満お聞き役、窓口はこちらということでやっていたら解決しない。だから、要はそういった点で地権者の利害が衝突をしている。衝突をしたときにあなた方が調整役をしながらどういう合意形成を図っていくかといったら、簡単じゃないけれども、要は私が申し上げたいのは腰を据えて取り組みよと。そんなものは相当な時間がかかってきてる中であそこまで来てね、ちょこちょこつとやってアリバイつくって正当性を幾ら言ったってあかん。だから、要は腰を落ちつけて、きちんと膝をつき合わせるようなことも含めてやらない限りこんなの先は見えてこない。幾ら町長が議会で構想をぶち上げたって、そんなの何にもならへんわ。ぶち上げるのは幾らでもぶち上げてもいい。足もとがどうなっているかということも含めていくなれば、まず足もとの中で腰を据えた対地権者との取り組みをどうするのかということが、今後の課題だというふうに私は認識しております。したがって、どういうふうに思うか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、言われるとおり、実際にその方とは私もこの2月19日の会議の中で出席させていただきました。その方とは私も何十年来のおつき合いということで、いろいろな部分の思いとまたすれ違いの部分もございます。それをうちの区画整理課の若い職員が一生懸命間に入りながら取り組んでおります。言いわけじみたことではいけないと思いますが、御本人のほうのいろいろな御要望に対して先ほど申し上げた相続の関係も、なかなか役場が踏み込んでそういった相続の中身まで入るとするのは、ほかの住民の方からするとなぜそこまでと言われるかもしれませんが、議会の御支援をいただきながらしっかりそこら辺は入り込んでということで、相続の部分も相談させていただきながら本人の意向をしっかりとその気になっていただけるように進めているというような状況でございます。今後ともそういう部分は一丸となって職員も、若手職員も含めて、私どもも含めていろいろな部分で地権者への御理解を求めていくという行動はしっかりとっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、担当の腰を据えた取り組みがどうしても必要だということと、

もう一つは地権者の中に拭いがたい行政不信が渦巻いております。それともきちんと向き合わないとかんのです。その行政不信は相手方のいろいろな問題もあるだろうし、受けとめ方にそんな受けとめ方をされたら私も立場がないわという幸田町の正当性を主張しても、そんなのは両方ともが平行線になる。だから、一つは行政不信が極めて根強くあるということの中の一つの中で、威力業務妨害だというのが二言目には出てくる。そのことの関係も若干いかがかと思うけれども、そこで論評をしても始まらないわけなのでね。評論家や解説員の集まりで問題が解決するわけではない。そうしたときにやっぱり一つは、先ほど申し上げたように、行政不信は極めて根深い。けれども、やっていけないといけない、取り組まなければいけないという点からいくと先ほど申し上げたけれども、個別の話と地権者全体の話をついいろいろな形を言いながら取り組まないと、ちょこちょこつと文句を言うと、ちょっと最近見えないかなと思ったら、ああ、文句を言ったから来ないかなということではない。そんなことをやっていたら100年たってもできない。駅前の構想と一緒に、100年待たなくてもできないということなので、そういう点からいくなれば私は本当に腰を据えて、対地権者との関係で足しげく通うなり、いろいろな話し合いのスタンスはあるはずなんだ。私に執行権もあらへん、何もあらへん、いろいろな相談には乗っておりますし、私のほうもいろいろな話はしております。しかし、そういう中で行政が本当に主導権を持って取り組む、解決する、そういうスタンスが見えてこないという点で最後であります、基本的にそうした行政不信についてはどう対応しながらこの問題を乗り越えていくか、解決していくか。こういう点での道筋はどうなのかということをお聞きしたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、言われる行政不信、威力業務妨害とかその辺の関係は私自身も御本人の言っている意味、その辺が十分把握できてないんですけれども、恐らくいろいろな部分でAブロックに取り組んだときのやっぱりしこりがあるんだなということでございます。役場としてもその辺については私自身もかかわっていた内容でございますし、その部分を何とか誤解を解いていく、また前向きに今後の土地活用いわゆる資産運用、こういったものも当時考えさせていただいたつもりですけれども、それがなかなかうまくいってないということだと思いますので、その辺もしっかり取り組むというようなことで、今後腰を据えてということでございますけれども、今はこの体制で取り組んでおりますので、その部分で何とか住民の方、地権者の方へのそういった関心の高いところでございますので、そこを地権者の方としっかり行政不信を払拭していくような形で取り組んでいけないといけないと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 集落排水につきましては、自治法に定めるところの受益者負担金と

いう形で徴収がされております。それは自治法に基づくということですが、その自治法の規定は受益者負担金とは、特別な受益がある場合、受益の限度において賦課することができるのが受益者負担金なりと、こういうことですよ。ということになりますと、じゃあ、集排における特別な受益というのは何ですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） これにつきましても、歴代いろいろな部分で御議論をいただいてまして、なかなか答弁については明確な答弁ができなくて申しわけないですけども、あえて申し上げますと、やはり特別な受益という形の中では実際には下水道整備等による区域について、その一部を負担していただくという規定がこの分担金の中にもございますので、その部分を適用させていただいて受益者分担金としてその部分でということでございます。地方自治法のほうのいわゆる集落排水のほうですので、公共下水の部分と含めてお答えさせていただいておりますけれども、実際にはそういった形である一定の区域での下水道事業ということでございますので、その部分は負担があるという形でお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 31号も32号も受益者負担金を取るという点でいけば同一の内容だと。しかし、根拠法が違う。集落排水は自治法だよ、都市計画法に基づくのが下水道ですよ。根拠法が違う、そして受益者分担金、受益者負担金という呼び名も違う。しかし、その内容は集排におきましても、下水道におきましても、特別な受益があると。特別な受益があると認められた、その特別な受益のその限度において賦課することができますよという規定であります。ですから、ここにありますように、じゃあ、特別な受益とは一体何なのか。これを解明していただきたいということを申し上げてる。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それぞれ特別な受益という議論がございますけれども、以前答弁させていただいている内容でございますが、住民の居住環境が改善され、より衛生的で快適な日常生活を営むことができ、それが土地の利用内容を資質的に高め、またそういった面では地価の上昇も含めてあると。これらの利益は下水道を引いた方、集落排水を結んだ方にもたらされるものだとということで特別の受益だというふうに判断されている。これについては、全国的にもそういった判断をさせていただいているということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの答弁の中で気になるのは、以前にも答弁させてもらった、以前にも説明させていただいたということを盛んに言われる。それはそうかもしれないですよ。会期不継続の原則というのが議会にありますよね。12月議会で言ったことが継続審議、継続という議会の議決を得た扱いならそれは結構でしょう。しかし、会期は不継続、継続してはならないよ。継続する場合には特別な手続をとりなさいよというのが会期不継続の原則。したがって、以前にも申し上げました、何回も何回も俺に説明させるな、答弁させるなというあなたの姿勢ですよ。しかし、どれだけ説明しても、じゃあ、集落排水における特別な受益、その特別な受益があるからこそ受益者分担金、負担

金を徴収しますよと。しかも、その徴収も受益の限度においてという規定ですよ。行政が勝手にこれだけの受益があるからこれだけ金を取るわという、そんなことのさじかげんは許さないよと。あくまでも特別な受益の限度において賦課徴収ができる、こういう規定ですよ。だから、それはどういう内容でどの限度があるのか。これは今は31号ですから、集落排水の関係はちゃんと説明をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 集落排水の関係でございますので、地方自治法の224条のほうで規定に基づく特に利益を受けるものからその受益の限度において分担金を徴収することができるという、これは条例に基づいて幸田町も制定していただいて取り組んでいるということで、実際には事業費の8%相当額を1宅地当たり上限55万円という形でございます。これにつきましては、やはり集落排水も下水道として考えられるわけですので、そういった部分での先ほど申し上げた、やはり住宅のいわゆる居住環境、こういったものが改善されているというところ辺の受益が、この区域に入らなかったところとの差があるというようなところ辺がやはりこの受益の差もありますので、その部分がやはり集落排水についてもそういったものが適用されるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、幸田町は行政政策として全町下水道化という形でやられて、基本的にもう終わっているわけですよ。あとはもちろん区画整理だとかそういった突発的なときに、そこに新たに下水道を敷設をするというのはあるけれども、全体的な問題としては全町下水道化という点からいけば、この西三河で全町下水道は小さな町といえども隣の蒲郡と面積的には1平方キロと変わらない。変わらないけど蒲郡市は土地基盤もへったくれもあらへんわけだ。町の中心部でも下水道がない中で、幸田町が全町下水道化ということで市街化調整区域にあっては集落排水を、市街化区域については下水道にする。こういうのを通じてそこから漏れたところについては、合併浄化槽の維持管理費に係る補助金を出すという形の中で、町の政策として全町下水道化を続けるという点からいけば、特別な受益じゃないですよ。特別な受益を求めて集落排水をやったのか、下水道をやったのか。そうじゃない。町の政策として全町下水道化、その一番の取り組みとして集落排水を取り組んだよという、そういう経過の中であなたが説明されたように、この集落排水にかかわって国と県の補助金は外すと。幸田町が単独でこの事業にかかわって支出した町費負担分の8%だと。8%、しかもその受益の限度ということであれば、8%が50万であろうと、70万であろうと、30万であろうと、理屈はそうだと。ただ、こうしたときにやっぱり負担の限界があるだろうということで負担の上限を決めた。しかし、根本的には8%だ。町費負担の8%がこの事業にかかわる受益者負担金だと。それが特別な受益だという計算の仕方でありまして。それでいいのか、それが特別な受益なのか。自治法で言うところに定める特別な受益があると。その受益の限度においてという点からいくと、なぜ8%か。その説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 集落排水につきましては、事業の発端というか当初の趣旨のところから申し上げますと、いわゆる農業集落排水事業という名のとおり、あくまで農業

振興地域における水質汚濁による農業被害の解消を図り、食の安全安心の確保、農業生産の安定のための環境保全が発端、これは十分御存じだと思いますけれども、そういった面で農家を中心とした申請事業で取り組んでいたということで、こういった事業で私が申し上げるのもあれですけれども、8%の根拠と申し上げると、そういった土地改良事業の中の申請事業の中ですと地元負担、いわゆる皆様が負担していただける部分が8%という数字がございます。そういった部分でももちろんいろいろな事業によって異なりますけれども、そういったところから8%という数字はいわゆる申請事業に基づくものとして、発端としてあったのではないかというふうに私どもは思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この事業を通して受ける特別な受益については、事業が実現をする、このことによってね。事業が実現をすることによってもたらされるのが特別な受益だよといったときに、なぜ地域ごとにばらつきがあるのだ。なぜばらつきがある、説明がいただきたい。事業費が多い少ないかというのは、そんなのはあなた方の勝手だと。どういう事業を貫徹しようと集落排水によって受ける特別な受益は、地域によって差があるわけがないやん。それがそもそも受益たる受益の考え方だということですよ。といったときに、なぜ地域間のバランスが出てくるのか、アンバランスな状況が生まれるのか。これは都市計画に基づく下水道でも一緒ですよ。下水道、市街化区域と市街化区域でない周辺集落とは1平方メートル当たりの負担金に50円の差がついてくるわけだ。何でだと。実現をされる特別な受益に差はないはずなんだ。あなたが言われるように憲法で保障する国民の基本的な権利として、健康で文化的で衛生的な生活を営みうる国民にその権利があると言ってる。国民の権利なんだ。健康で文化的で衛生的な生活を営みうる国民の権利を実現するために、国や地方自治体は事業を進めなさいよというのが憲法の規定ですよ。その憲法の規定に基づいて集排の事業に取り組んだときに、なぜ特別な受益に地域アンバランスができるのかと。それは地域によって特別な受益の内容に差が出てくるのか。事業費に差があるだけやん。受益ですよ、特別な受益の限度においてという法の定めからいったら、私のところも集排、高力もそう、大草の一部もそう。みんな負担金の金額は違うわけだ。けれども、受ける受益は一緒でしょ、こういうことなんだ。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） ちょっと下水道のほうの話になってしまうかもしれませんが、受益者負担金と分担金の考え方、その中には下水道整備による特別な受益を受ける区域に対してその費用の一部を財源として徴収することができるという、いわゆるその費用の一部を財源として確保できるというふうな規定のもとにその事業費を算定し、その事業費に基づいてその一部を負担していただいているということで、先ほどの8%というのも同じような考え方で事業費を算定した上でその8%を算定してるということから、どうしても区域の差が出てきている状況だと思います。公共下水道についても市街化区域が350円、調整区域はということですので、この辺は集落排水の話に戻しますと集落排水については8%の部分、この部分の算定についてもそれぞれこれは

1戸当たりということになりますので、先ほど申し上げた申請者の事業でございますので、戸数当たりの部分が事業費を割りかいてきておりますので、その分の1戸当たりの負担というのが異なってきていると。ただし、上限は55万円としてるというようなところ辺がその上限を設定させていただきながら、それぞれの差はございますが、その中で負担はしていただいているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたが言うのは、みそもくそも一緒という点では町長と同じスタンスだなというふうに思うわけですよ。あくまでも受益の限度においてということ、あなたは地域によって事業費が違うじゃないかと。地域によって事業費が違うのは当たり前。平たんなところ、山・坂あるところ、集落が散在しているところ、比較的集中している場合、みんな違うわけだ。地域によって事業費が違うから受ける受益も違うのかという議論に結びついてくるわ。そうじゃない。あなたが言うのは、要はいろいろな地域のところで事業をやるけれども、事業費の8%で限度額が50万円だとか45万円だと忘れたけど、それを超えたらみんないいですよというやり方が、法に言うところの受益の限度においてという感覚からいったら全然違うでしょ。事業費割が受益の限度か、こういう根本的な問題であります。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 実際にそういった事業費の一部を財源として徴収するという形での、やはり受益者負担金なり分担金の算定になってるということからすると、やはり事業費の事業効率、こういったものもその部分の事業費の負担に影響が出ているということでございます。それが受益の割合がそれだけその事業費に対して違うのかというようなどころ辺はなかなか難しいかと思いますが、実際にその事業を行うことによって下水道を接続できる部分、これは事業費がこの家庭ではここに下水道を引くために幾らかかっているというところ辺が、やはり事業費というのは差が出ている。これを負担という名のもとに事業費の一部を負担していただく、それは一律の8%部分を算定していきながら事業費に応じて負担の金額が変わってくるということは、その受益の差というなかなか説明がしにくいところがございますけれども、やはり事業費の差からの算定という形がどうしても出てくるのではないかと考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第32号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この32号につきましても、31号の集排にかかわる受益者負担金の関係と基本的には同一の考えだと。要は、ここは市街化区域と市街化区域でないところによって負担金の額が違う。土地1平方メートルあたりあなたは350円とか、私の記憶だと400円と450円じゃなかったかな、まあ、そこら辺はいいわ。要は、市街化区域内における土地1平方メートル当たりと、周辺集落という名前の調整区域における1平方メートル当たりの受益者負担金に差があるのはなぜなのか。受ける受益は市街化区域であろうと調整区域であろうと同じであります。同じでありながら市街化区域と

周辺集落によって1平方メートル当たり50円の差がつくというのは何なのかといったら、受益に差があるのではないわけだ。市街化区域にあつては都市計画税を課税をしておりますので、その関係を負担していただいております。周辺集落については調整区域でございますので、都市計画税は課税されておられませんのでその分だけ1平方メートル当たり50円を上乗せして賦課しておりますよと。そんなものは行政側の勝手な都合でしょ。事業によって実現される受益に差がありますかということです。ここら辺はわかりやすいわ、集排のときでも線を引いて中に入ったものは、外に出たものは50円の差がありますよと。じゃあ、50円の差を具体的に特別な受益という範疇の中で明快に答弁をしていただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 公共下水道のほうにつきましては先ほど申し上げたように、費用の一部を財源として徴収することができるという規定を使っております。もちろん全部に対してのパーセントで出しているわけではなくて、実際に公共下水道では総事業費から国庫補助対象事業を除いた、いわゆる末端管路事業のほうから県費とか地方債を除いて差し引いた金額を負担区の面積で割りかいているということで、1平方メートル当たりの負担額が出てるということで、受益という観点ではなくいわゆる事業費から算定してるということでございます。ちなみに先ほど申し上げましたように、下水道では統一して市街化区域内は350円、調整区域、いわゆる周辺集落については400円というふうに設定しております。これにつきましても幸田町で最初に取り組んだ深溝負担区ですね、南部処理区についてはこの事業費も末端管路から県費と地方債を差し引いて金額にしますと6億4,000万ほどございますけれども、補助金を差し引きますと2億5,000万、これを69ヘクタールの区域から割りかしますとおおむね366円ほどの計算になりますけれども、それを350円というふうに当時設定されているということでもあります。また、周辺集落につきましても、南部処理区については実際にも南部処理区の中の周辺集落の事業費を算定しまして、周辺集落ですと64ヘクタールになりますけれども、事業費も3億円強となっていて、割りかしますと500円程度になりますそれを400円として設定してるということで、これについては設定した根拠がそういう形でそれぞれの計算をしておりますが、結果的に条例で載せていただいているように、市街化区域は350円で周辺集落については地方自治法のほうで400円という形での設定をさせていただいております。そういった意味で市街化区域と調整区域の差については受益の差があるのかということら辺がなかなか説明しづらい部分がございます。先ほど来申し上げているように、事業費との差、調整区域ですとどうしてもやはり人口密度が少ない分事業効率が悪いということから、その部分の事業費から算定されたもので400円と350円の差、50円の差が生じているというようなことで理解していただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その時々で都合のいいように使い分けするのが行政側の説明だ、説明責任だ。じゃあ、この問題を周辺集落にウイングを広げたときに、事業を拡大したときに、あなた方はどういう説明をした。議会にどういう説明をした。事業費云々じゃな

いですよ。市街化区域においては、都市計画税という都市施設を整備するための財源として都市計画税を徴収しております。都市計画税に該当する事業というのは下水道でございます。それはお説のとおりですよ。そこに都市計画税を財源として投入するのは当然だと、私はそれがいけないと言っているのではない、これは大筋ですよと。しかし、周辺集落についてウィングを広げて污水管を延長してその区域も受益区域にすることについて、1平方メートル当たり50円引き上げることについては、市街化区域とは違って都市計画税を課税をしておりません。不公平が生じるので、1平方メートル当たり50円アップしてやりますよと、こういうことですよ。ということでありながら、今あなたの説明は全く違う。要は、どうであろうと違ってであろうと、私はそこら辺について余りこだわりは持たない。要はそうしたときに、なぜ同じ事業区域の中で市街化区域だ調整区域だという線引きで、線の入ったところと漏れた人に1平方メートル当たり50円の受益者負担金の差が出るのか。事業費に当てるといのは自治法の中でもある、これはありだ。同時に、その自治法の中でも受益の限度において、受益の限度を超えて徴収したらあかんよという規定はあるはずなんだ。ありますよね。そのことはあなたはさっと隠して、事業費割に基づいて負担することはもっともじゃないかということは理屈に合わない。その時々都合に合わせて負担を求めるようなやり方は正当性に欠けますよということなんだよ。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員が言われるように、都市計画税とのかかわり方も確かに固定資産税が1.4%、都市計画税0.2%、合わせて1.6%。1.6%と1.4%ですと倍率的には1.14。それが350円と400円との差も1.14ですので、その部分ではそういった説明もあるかもしれませんが、実際にそういった経過の中で、市街化区域でのやはり都市計画税の課税という部分によるそういった充当部分は公共下水道のほうに充当してるわけですし、実際に集落排水とか周辺集落についてはやはり都市計画税を賦課されてないという部分がございます。ただ、先ほど来申し上げているように、これはある程度の事業費の算定からくる負担割合、受益の受ける限度の中で負担を求めていくという形でございます。それが、受益がそれ以上にあるというふうに見込んだ中でそういった算定をされているということでございますので、ある意味事業費と受益の関係というのは相関関係がなかなか説明しづらい部分がございますけれども、やはりこういった負担金、分担金を算定する上では事業費をもとに算定させていただいているということら辺がそういった背景にあるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 話をしていくたびにころころ変わってくるね。固定資産税がどうだ、都市計画税がどうだなんていうところまで広げると際限がないぞということなんですわ。ですから、要は線引きをしても受ける受益は一緒でしょ。事業費は違つかもしれない。そんなものはあなた方の勝手だ。要は、受ける受益の範囲内においてという点からいけば集排でも下水でも受ける受益の内容は一緒。一緒でありながら負担に差がつくということについては、説明はなかなか難しいと言いながら、どんどんどんどんおかしい方向に引っ張ってくる。難しいのは当たり前ですよ。難しいことをへ理屈つけて難しくない

ようにはしないけれども、そうやって結局受益者負担金、分担金を徴収してるということについては、これは一回最高裁で争いましたよね。ということでいけば、結論的にはまだ議論の継続性がある。問題については指摘があるよということだけ申し上げておきます。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 確かに昭和44年ぐらいから、こういった受益者負担金での訴訟提起はされております。全国的にもそういった展開の中で、今現在の中では受益者負担金の考え方というのは認められている状況でございます。ただし、今、議員が言われるように、受益とその費用との関係というのは、なかなか司法の場でもしっかり説明し切れてないなというところが課題としてあるというようなことがやはり出ておりますので、この辺はしっかり我々も事業を進めていく中では、こういった皆様に負担をしていただくということになりますので、公平性というものをしっかり見ながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第33号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りをいたします。

ただいま、一括議題となっております第4号議案から第19号議案までの16件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を、来る3月27日までに取りまとめて、3月28日の本会議において報告をお願いいたします。

委員会の会議場につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますから、よろしくをお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

○議長（浅井武光君） ここで、皆様方をお願いを申し上げます。本日、東日本大震災から5周年を迎えます。ただいまから震災による犠牲者になられた方に哀悼の意をあらわし、議場において1分間の黙祷をささげますので、御協力をお願いいたします。

皆様、御起立をお願いいたします。

（黙祷）

○議長（浅井武光君） 黙祷を終わります。御協力ありがとうございました。御着席願います。

再開 午後 2時45分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

日程第3

○議長（浅井武光君） 予算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております第25号議案から第33号議案までの9件は内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員会の定数は議長を除く15名といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認めます。

よって、第25号議案から第33号議案までの9件は、議員15名を予算特別委員会委員に選任し、付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により委員長の互選をお願いいたします。委員長の互選は3月15日、火曜日、午前9時より議場においてお願いいたします。なお、委員長の互選に関する職務は委員会条例第9条第2項の規定により、年長議員であります11番、池田久男君をお願いいたします。審査の結果は3月27日までに取りまとめ、来る3月28日の本会議で報告いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、3月28日、月曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 2時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成28年3月11日

議 長

議 員

議 員